

工事書類作成の手引き

令和7年3月

注意事項等

本手引きは、岐阜県建設工事共通仕様書を適用する建設工事を適用対象としています。

1. 本手引きの構成

本手引きは、工事書類の作成を解説する「工事書類作成の手引き」と工事書類作成の参考とする資料等の「参考資料集」として構成しています。

2. 本手引きに掲載している様式

本手引きに掲載している様式については、岐阜県ホームページに掲載しています。

3. 優先順位

契約書面、特記仕様書、共通仕様書に記載されている事項は、本手引きより優先します。

4. 用語の定義

用語については、共通仕様書1-1-2に準じます。

なお、「提示」扱いの書類については、次のとおりとします。

・提示書類は、提出書類や現地確認時に疑義があった場合や事故発生時等の確認のため以外、提示は求めないこととする。

第1章	工事着手前作成書類.....	2
第1	契約関係書類.....	2
1	現場代理人・技術者届（契 第10条、共仕 1-1-48）.....	2
2	建設業退職金共済制度の掛金収納書（共仕 1-1-46）.....	2
3	前払金請求書（契 第35条）.....	2
第2	その他の書類.....	3
1	コリンズ登録内容確認書（共仕 1-1-6）.....	3
2	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書.....	3
第3	工事書類.....	3
1	施工打ち合わせ記録簿（共仕 1-1-9）.....	3
2	施工計画書（共仕 1-1-5）.....	4
3	総合評価における技術提案.....	2 1
4	設計図書の照査等（契 第18条、共仕 1-1-3）.....	2 1
5	工事測量（共仕 1-1-42）.....	2 1
6	施工体制台帳及び施工体系図等（共仕 1-1-11）.....	2 2
7	請負代金内訳書（共仕 1-1-4）.....	2 3
第2章	工事着手後の提出書類.....	2 4
第1	工事書類.....	2 4
1	工事の着手（共仕 1-1-9）.....	2 4
2	官公庁等への手続等（共仕 1-1-40）.....	2 4
3	官公庁等への手続等（住民対応等）（共仕 1-1-40）.....	2 4
4	使用材料調書（共仕 第2編）.....	2 4
5	段階確認報告書（材料確認）.....	2 5
6	段階確認報告書（共仕 1-1-21）.....	2 5
7	休日・夜間作業届（共仕 1-1-41）.....	3 1
8	安全教育訓練実施資料（共仕 1-1-31）.....	3 1
9	工事事務速報、工事事務報告書（共仕 1-1-34）.....	3 1
10	工事履行報告書（契 第11条、共仕 1-1-28）.....	3 2
11	出来形管理図表（共仕 1-1-22）.....	3 2
12	出来形数量計算書（共仕 1-1-22）.....	3 2
13	品質管理図表.....	3 3
14	材料品質証明資料（指定材料）（共仕 第2編）.....	3 3
15	建設廃棄物処理委託契約書の写し.....	3 3
16	工事の記録.....	3 3
第2	契約関係書類.....	3 4
1	中間前払金認定請求書、中間前払金認定調書（契 第35条）.....	3 4
2	出来形届書（契 第38条、共仕 1-1-24）.....	3 4
3	出来形内訳書（出来形検査時）（契 第38条、共仕 1-1-24）.....	3 5
4	部分払い請求書（契 第38条）.....	3 5
5	契約履行期間の延長申請書（契 第22条、共仕 1-1-17）.....	3 5
6	支給材料受領書（契 第15条、共仕 1-1-18）.....	3 6
7	支給材料精算書（契 第15条、共仕 1-1-18）.....	3 6
8	現場発生品調書（共仕 1-1-19）.....	3 6
第3章	工事完成時の提出資料.....	3 7
第1	契約関係書類.....	3 7
1	完成通知書（完成届）（契 第32条、共仕 1-1-23）.....	3 7
2	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（共仕 1-1-46）.....	3 7
3	請負代金請求書（契 第33条）.....	3 7
4	検査結果指示書.....	3 7
5	軽微な修補完了報告書.....	3 7
6	修補改造命令書.....	3 8
7	修補改造完了届.....	3 8
第2	工事書類.....	3 8
1	出来形管理図表.....	3 8
2	品質管理図表.....	3 8

3	工事写真	3 8
4	総合評価実施報告書（共仕 1-1-5 施工計画書 5.技術提案の記載）	3 9
5	現場環境改善（イメージアップ）	3 9
6	創意工夫・社会性等に関する実施報告（共仕 1-1-4243）	3 9
7	工事完成図（共仕 1-1-22）	3 9
8	再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書	3 9
9	産業廃棄物管理票	4 0
第4章	その他の工事書類	4 1
第1	災害発生報告書	4 1
第2	工事の一時中止	4 2
第3	契約不適合責任	4 3
第4	総合評価落札方式における「提案事項」の履行確認	4 3
第5	建設リサイクル法関係	4 3
1	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書	4 4
2	知事への計画の通知	4 4
3	留意事項その他	4 5
第6	排出ガス対策型建設機械指定制度について	4 6
1	排出ガス対策（共仕 1-1-35 5）	4 6
2	特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について（共仕 1-1-35 6） ..	4 7
第7	低騒音・低振動型建設機械について	4 7
1	騒音・振動対策（共仕 1-1-35 7）	4 7
2	低騒音型建設機械	4 8
3	低振動型建設機械	4 8
第8	I C Tを活用したモデル工事	4 9
1	I C Tを活用したモデル工事	4 9
2	I C Tを活用したモデル工事の実施要領	4 9
第9	工事現場の掲示物等	5 0

建設工事関係書類一覧									
番号	項目	関係書類	作成者	作成	連絡	提示	提出	根拠	取扱い状況・簡素化経緯
設計図書	図	設計書（当初・変更）	発注者	○					
		図面	発注者	○					
		仕様書・特記仕様書	発注者	○					
		契約書	発注者	○					
		構造計算書	発注者	○					
		見積書・一覧表	発注者	○					
		建設工事チェックシート（ISO）	発注者	×				ISO関係 圏域ごとに決めあり	平成26年度からチェックシート廃止。
		環境チェックシート（ISO）	発注者	×				上記とセット	ISO事務局（各振興局単位）への数値報告はクレダス等活用。
		建設廃棄物関係チェックリスト	発注者	受注者	×			現場必携第3章（H25から廃止） H21.3.31通知「農計第679号、林第923号、技第1016号」	
		コスト縮減委員会	発注者	×				要綱及びH18通知	平成26年度から廃止。
		リサイクル計画書（積算段階）	発注者	×				建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱	各チェックリストは担当者が任意で使用してもよいが、設計図書に添付不要。
		施工条件算定表	発注者	×				積算者（任意）	現場必携は、平成26年度から廃止。
		設計図書チェックリスト	発注者	×				積算者（任意）	
		埋蔵文化財チェックリスト	発注者	×				「H15.5.1通知 基整第130号」	
		生物多様性配慮チェックシート	発注者	△				公共事業における生物多様性配慮ガイドライン	
		自然な川づくりのための十五箇条	発注者	△				河川関係のみ	
		設計時確認事項一覧	発注者	○				各種要確認事項の一覧	平成26年度から追加。 各チェックリストを廃止し、積算システムから出力し、設計図書に添付。
工事関係書類	表	工程表（約款に基づく簡易なもの）※1	受注者			×		工事請負約款3条 共通仕様書1-1-4	平成26年度から簡易な工程表様式廃止。 発注者が必要と認めて指示したときは提出。（発注者への提出は原則不要）
		請負代金内訳書 ※1	受注者				○	工事請負約款3条 共通仕様書1-1-4	平成26年度から廃止。発注者が必要と認めて指示したときは提出。（発注者への提出は原則不要）一令和4年度から提出必須。
		コリンズ登録内容確認書（受注、変更、竣工、訂正）	受注者		×			共通仕様書1-1-6	平成26年度から「コリンズ登録内容確認書」の提示を廃止。 監督員は、JACICより送付されたメールで確認する。
		着工届	受注者			×		共通仕様書1-1-9	令和2年度から廃止。
		請求書（前払金）	受注者					前払金の事務取扱要綱第3条	
		現場代理人・技術者届	受注者				○	建設業法26条、工事請負約款10条 共通仕様書1-1-48	平成28年度から様式変更。
		下請負人届	受注者			×		工事請負約款7条の2	平成26年度から「下請負人届」を廃止。 （施工体制台帳、施工体系図とは別書類）
		施工体制台帳	受注者				○	建設業法24条の8、施行規則14条の2、適正化法15条 共通仕様書1-1-11、1-1-43	
		下請負人契約書の写し	受注者				○	建設業法施行規則14条の2	平成27年度から下請工事がある場合全て提出。 （平成26年度以前は、下請契約の請負額の総額3,000万円以上が提出対象）
		再下請通知書	受注者				○	建設業法施行規則14条の4	
		作業員名簿	受注者				○	建設業法施行規則14条の2、4	令和2年12月から作業員名簿を追加
		施工体系図	受注者				○	建設業法24条の8、施行規則14条の6 共通仕様書1-1-11、1-1-43	
		工事現場における施工体制の把握表	発注者		×				平成27年度から「施工体制把握表」に統合し、廃止。
		施工体制チェックポイント	発注者		×				平成27年度から「施工体制把握表」に統合し、廃止。
		施工体制把握表	発注者		○			施工体制点検マニュアル	平成27年度から施行。
		社会保険未加入対策マニュアル様式	発注者		△			社会保険未加入対策マニュアル	平成27年度から施行。下請金額合計3,000万円以上の工事が対象。→H30.1.1から下請けのある全ての工事が対象
工事関係書類	表	掛金収納書提出用台紙 ※1	受注者				○	共通仕様書1-1-46	令和4年度から追加。
		掛金収納書（電子申請方式）	受注者				○	共通仕様書1-1-46	令和4年度から追加。
		建設廃棄物処理委託契約書の写し	受注者				○	廃棄物処理法施行令第6条の2 「H16.6.22通知 基整第835号」、「H16.6.30事務連絡」 建設副産物適正処理実施要綱第1章第6	
		建設廃棄物処理能力の確認記録	受注者			○	×	廃棄物適正処理条例施行規則第9条 建設副産物適正処理実施要綱第2章第2(6)	令和2年度から「監督員等から求められた場合に提示」
		施工計画書（当初・変更）	受注者				○	共通仕様書1-1-5、1-1-43	令和6年度から災害復旧等早急な対応を要する場合の概略発注や関係機関協議等制約条件により施工方法が未確定な工程については、詳細内容が確定した段階で作成し提出。 変更施工計画書については、変更した部分のみ提出。施工計画に大きく影響しない数量の増減のみの変更については、提出不要。 令和6年度から、創意工夫に関する事項は、実施内容と方法を施工計画書に記載する。社会性等に関する事項は、施工計画書への記載は不要とする。
		基本計画書（工事の一時中止）	受注者				○	共通仕様書1-1-15 工事一時中止ガイドライン（案）	
		設計図書の照査確認資料（契約書18条に該当）	受注者				○	共通仕様書1-1-3	契約書18条第1～5号に該当する事実があった場合は協議書として提出
		設計図書の照査確認資料（契約書18条に非該当）	受注者	○	×	×	×	共通仕様書1-1-3	令和2年度から提出・提示とも不要
		再生資源利用計画書及び利用促進計画書	受注者				○	再生資源の利用に関する省令 共通仕様書1-1-20	平成26年度から、計画書作成対象を省令と整合。 工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努める。
		使用材料調書	受注者				○	共通仕様書1-1-43、第2編材料編 建設工事監督要領 別添1	平成26年度から、「使用材料調書」の様式を廃止し、施工計画書「主要資材計画表」と様式を統合（第13号様式）。
		材料納入伝票	受注者				○	工事書類作成提出要領24条	提出は、設計図書で指定された材料がある場合のみとし、資料が多い場合は、電子データ（PDFファイル）での提出を認める。提出を要しない材料納入伝票は、施工中や検査時に監督員や検査員から提示を求められた場合は、応じる。
		工事測量結果	受注者		×	△		共通仕様書1-1-42	設計図書と一致している場合は、提出提示不要
		建設工事監督チェックシート	発注者	×				現場必携第1章 H17.9.7通知	
		建設廃棄物関係監督チェックシート	発注者	受注者	×		×	現場必携第3章 H21.3.31通知「農計第679号、林第923号、技第1016号」	平成26年度から廃止。 各チェックリスト等は担当者が任意で使用してもよいが、工事書類として添付不要。 現場必携は、平成26年度から廃止。
		建設工事監督・検査チェックポイントシート	発注者	×					
		工事安全衛生点検総括表	発注者	受注者	×	×		現場必携第6章	
工事関係書類	表	支給材料受領書 ※1	受注者				○	工事請負約款15条	令和3年度から、発注者が作成し、受注者が受領確認のうえ提出する運用に変更
		現場発生品調書 ※1	受注者				○	共通仕様書1-1-19	
		貸与品借用書	受注者				○	工事請負約款15条	令和3年度から、発注者が作成し、受注者が受領確認のうえ提出する運用に変更
		支給材料精算書 ※1	受注者				○	共通仕様書1-1-18	
		材料検査願	受注者				○	工事請負約款13条	
		施工打合せ記録簿	受注者				○	共通仕様書1-1-9	令和6年度から、「総合評価簿様式」の履行項目、「法定福利費」およびその他すみやかに協議が必要な事項を除き、監督員から指示がなければ、工事着手日までの協議とすることが可。
		年末年始等長期休暇体制計画書	受注者			×			平成26年度から、施工計画書にあらかじめ記載することにより廃止。
		段階確認書（施工状況立会）	受注者		○	×		共通仕様書1-1-21	平成26年度から、書面廃止。メール、電話等であらかじめ監督員と調整。
		段階確認報告書	発注者		○			岐阜県建設工事監督要領第5	受注者作成の出来形管理資料を利用し、実測値を記載したものを添付することにより、段階確認報告書の記載を一部省略できる。 令和4年度から監督員が現場に臨場した場合は、状況写真は不要であり、出来形管理写真は省略できる。
		工事履行報告書 ※1	受注者				○	工事請負約款11条、共通仕様書1-1-28	施工状況写真添付。 添付資料（実施工程表や詳細な出来高内訳等）は不要であるが、監督員から工事履行報告書の内容の確認を求められた場合、受注者は実施工程表や出来高内訳等を提示する。
		契約履行期間の延長申請書 ※1 ※2	受注者				○	工事請負約款22条、共通仕様書1-1-17	
		指示・承諾・協議・提出・報告書 ※1	発注者	受注者	○			共通仕様書1-1-43、様式12号	
		中間前払金 認定請求書、請求書	受注者				○	前払金の事務取扱要綱第4条	中間前払金の認定に関する確認資料について、受注者に求める資料は、工事履行報告書・実施工程表のみとする。（H22.5.12建策第126号）
		出来形届 ※1 ※2	受注者				○	共通仕様書1-1-24	
		出来形写真	受注者				○	建設工事施工管理基準7	令和2年度から画像データのメール送付でも可
		出来形調書（検査調書）	発注者		○			共通仕様書1-1-24	
工事関係書類	表	出来形内訳書 ※1	受注者				○	共通仕様書1-1-24	
		出来形検査写真	受注者			×			令和2年度から廃止。
		請求書（出来形）	受注者				○	工事請負約款38条	
		事故通報	発注者	受注者	○	○		共通仕様書1-1-34	工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに提出する
		事故発生報告書	受注者				○	共通仕様書1-1-34	
		テストハンマーによる強度推定調査報告書（重要なコンクリート構造物）	受注者				○	共通仕様書3-3-4	
		県産材販売管理表（「ぎふ証明書」「県産材販売管理表」）	受注者				×	共通仕様書第2編（材料編）H19.1.24通知 県流第463号	平成26年度から、施工計画書「主要資材計画表」と様式を統合（第13号様式）。
		産業廃棄物管理票（マニフェスト）	受注者			○	×	廃棄物処理法第12条の3 H21.3.31通知「農計第679号、林第923号、技第1016号 農政部、林政部、県土整備部及び都市建設部所管の事業から発生する産業廃棄物適正処理に関する基準の運用について」	平成26年度から、工事検査時までに監督員並びに検査員へ提示により確認されている場合には、マニフェストの写しの提出を省略できるものとし、確認できない場合には、最終処分完了後に監督員に原本提示により確認。 電子マニフェストを利用した場合は「受渡確認票」及び「一覧表」を提示。
		マニフェストの集計一廃様1	受注者			○		公共事業から発生する産業廃棄物適正処理に関する基準（H16.11.11通知 基整第835号）	工事検査時までに監督員並びに検査員へマニフェスト及び廃様1を提示
		マニフェストの集計一廃様2	発注者	×					平成31年度から、県での集計作業を取りやめ
		再生資源利用実施書及び利用促進実施書	受注者				△	再生資源の利用に関する省令	平成26年度から、クレダスデータにより確認（プリント不要）。 平成31年度からはコプリスにより確認（プリント不要）。
		電子納品検査時チェックシート	受注者				×	電子納品運用ガイドライン	平成26年度から、提出は求めない。
		検査用チェックシート（監督員）	発注者		×			検査技術マニュアル（案）	平成26年度から、廃止。任意で使用してもよいが、添付不要。
		完成検査チェックリスト（検査員）	発注者		×			検査技術マニュアル（案）	平成26年度から、廃止。任意で使用してもよいが、添付不要。
		完成届	受注者				○	共通仕様書1-1-23	
		完成写真	受注者				○	建設工事施工管理基準7	令和2年度から画像データのメール送付でも可
工事関係書類	表	完成検査写真	受注者				×		令和2年度から廃止。
		請求書（完成時）	受注者				○	工事請負約款33条	
		使用数量集計表	受注者			×			令和2年度から廃止。
		建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	受注者				○	共通仕様書1-1-46	令和4年度から、工事完成後、速やかに検査員に提示
		工事写真	受注者				△	共通仕様書1-1-43 建設工事施工管理基準7	工事写真（完成時）の提出については、電子納品とする。 ※打ち出し提出を受注者に強要しない。 デジタル工事写真については小黒板情報の電子化に努める。
		出来形管理図表 ※1	受注者				△	共通仕様書1-1-43 建設工事施工管理基準7	測定数が3点未満の場合は不要
		品質管理図表	受注者				△	共通仕様書1-1-43 建設工事施工管理基準7	測定数が3点未満の場合は不要 工事写真（完成時）の提出については、電子納品とする。 ※打ち出し提出を受注者に強要しない。
		休日・夜間作業届	受注者		△		△	共通仕様書1-1-41	現道上の工事以外は、様式提出は不要であり、口頭・電子メールでの連絡可。また、事前に予定表提出等により省略可。
		工事日誌	受注者			△	×	共通仕様書1-1-43 建設工事施工管理基準7	平成26年度から、県様式廃止。受注者が任意で作成。 発注者から提示を求める場合有。
		安全・訓練等実施記録資料	受注者				○	共通仕様書1-1-31	検査時及び監督員から請求があった場合に実施状況を記録した資料を提示する。
		低騒音型建設機械の写真	受注者			△	×	共通仕様書1-1-35	平成26年度から、資料（写真）提出廃止。 発注者から提示を求める場合有。
		創意工夫・社会性等の報告書	受注者				○	共通仕様書1-1-43 H23.3.25通知「農政第713号、林第769号、技第590号 建設工事成績評定要領の改正について」	令和6年度から、実施状況の報告は様式のための提出とし、添付資料は必要最小限（写真1枚程度）とする。

※1 様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を準用してもよい。

※2 国土交通省様式を準用する場合は、岐阜県工事請負契約書の適用条項に書き換えること。

提示書類については、現場、書類で疑義のある場合や事故発生時等の確認のため以外は提示を求めないこと。

第1章 工事着手前作成書類

第 1 契約関係書類

1 現場代理人・技術者届(契 第 10 条, 共仕 1-1-48)

工事現場の運営、管理等を行う者または建設工事の技術上の管理をつかさどる者の氏名を明らかにするための書類。

1) 提出時期

契約締結後 7 日以内。また、現場代理人等を変更した場合はその都度。

2) 提出様式

様式「様式 2 2」 現場代理人・技術者届

3) 注意事項

- ・技術者の資格を証する合格証明書、免状及び登録証等の写しを添付すること。
- ・指定建設業の監理技術者は「指定建設業監理技術者資格者証」の写しを添付すること。
- ・主な主務経験を記載した現場代理人及び技術者の経歴書を添付すること。
- ・監理技術者等の雇用状況を確認するため所属建設業者との雇用関係にあることを証明するもの（健康保険被保険者証等(有効期限前のもの)、監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））を添付すること。なお、健康保険証等の写しは、被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。

2 建設業退職金共済制度の掛金収納書(共仕 1-1-46)

建設業退職金共済制度の掛金収納書は、建退共の対象となる労働者を使用する場合、建設業退職金組合に加入し、発注者用掛金収納書を提出し発注者の確認を受ける書類である。

ただし、建設業退職金共済制度の対象となる労働者がいない場合は、その旨を報告する。

また、発注者が共済証紙の購入状況を把握する必要があるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

1) 提出時期

工事請負契約締結後原則 1 ケ月以内（電子申請方式による場合は、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に提出

2) 提出様式

様式「第29号様式」掛金収納書提出用台紙

様式「第30号様式」掛金収納書（電子申請方式）

3) 留意事項

- ・数次にまたがる下請負業者が存在する場合には、1 次下請負業者のみならずすべての下請負業者の加入状況を把握し、適切に配付すること。

3 前払金請求書(契 第 35 条)

前払金の支払を請求するための書類。

1) 提出時期

- ・受注者が保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託した後。

2) 提出様式

様式「前払金の事務取扱要綱 様式 1」 前払金請求書

第2 その他の書類

1 コリnz登録内容確認書(共仕 1-1-6)

入札・契約手続について客観性・透明性・競争性をより一層確保するための工事实績情報システム(コリnz)の整備により、よりの確かつ客観的に建設業者の施工能力を把握するために、工事受注時・変更時・工事完成時にデータ登録をするものである。

1) 登録の期限

- ・発注者の確認を受けた後に、受注時は契約後、閉庁日を除き10日以内、変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内、完了時は完成後、閉庁日を除き10日以内に登録しなければならない。

2) 登録の対象となる工事

- ・登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。
- ・変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- ・ただし、工事請負代金500万円未満に変更する場合には変更時登録を行うものとする。
- ・また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリnz登録時に監督員にメール送信されるため、提示は不要とする。なお、変更時と完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

3) 登録内容の確認

登録内容の確認に際しては、以下のJACICホームページを参考に確認すること。

※JACIC[(一財)日本建設情報総合センター]のホームページ

<https://cthp.jacic.or.jp/>

- ・「コリnz登録内容報告書」の提出・提示は不要とし、発注者はJACICより送付されたメールで確認する

2 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書

建設リサイクル法に基づく通知書(共仕 1-1-20)

建設副産物の減量化、並びに適正処理について計画的かつ効率的に行うための書類。

1) 提出時期

- ・受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出する。受注者は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。ただし、完了時の実施書については、建設副産物情報交換システム(COBRIS)にデータ登録した場合は、紙媒体での提出は不要とする。

2) 提出様式

- | | | |
|-----|--------|------------------------------|
| 着工時 | 「様式-1」 | 再生資源利用計画書(一建設資材搬入工事用-) |
| | 「様式-2」 | 再生資源利用促進計画書(一建設副産物搬出工事用-) |
| 完了時 | 「様式-1」 | 再生資源利用計画書-建設資材搬入工事用-(実施書) |
| | 「様式-2」 | 再生資源利用促進計画書-建設副産物搬出工事用-(実施書) |

3) 留意事項

- ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画は、工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めること。

第3 工事書類

1 施工打ち合わせ記録簿(共仕 1-1-9)

監督員と現場代理人との工事遂行上必要な処理をするための書類。

1) 提出時期

契約後1~2週間以内

2) 提出様式

様式「様式12-1」 施工打合せ記録簿

3) 留意事項

- ・契約後1～2週間以内に「総合評価落札方式の履行項目」、「法定福利費」およびその他すみやかに協議が必要な事項について、工事着手前協議を行うものとし、その他の協議事項（設計内容等）については、監督員から指示がある場合を除き、工事着手日までに監督員と工事着手前協議を行うものとする。簡易な工事（請負金額10,000千円未満）については省略することができるが、「法定福利費」およびその他協議が必要な事項は協議を行うものとする。
- ・発注者は協議事項で即答できない場合は、後日打合せ簿等により確実に指示する。
- ・受注者は協議等においては、根拠となる仕様書等の条項を記載するよう努める。
- ・工事打合せ簿の提出は、電子メールを活用できるものとする。
- ・回答は監督員が記入し、決裁後に写しを返却する。
- ・処理案について明確な回答をした事項については、後日の協議書等の提出を求めることを避けるものとする。

2 施工計画書(共仕 1-1-5)

施工計画書は、工事目的物が設計図書に基づく品質、形状を確保し工期内に規格に合った目的物を適正に完成させるための当該工事専用施工マニュアルである。発注者としても工事過程での監督業務の基本として、施工者がどの様にして工事を行うか把握しておく必要がある。

1) 提出時期

工事着手前協議の内容をフィードバックし着手前に提出する。（修正または追加分がある場合は、該当する工種の着手前）

2) 留意事項

- ・災害復旧等早急な対応を要する工事の概略発注や関係機関協議等の制約条件により施工方法が未確定な工種等については、詳細内容が確定した段階で作成し提出するものとする。
- ・工事の進捗にあわせ、今後の施工に対する施工計画へのフィードバックを行い、必要な検討を行う。同時に当初施工計画書で想定した条件と実際が相違する等、必要な場合には、その都度変更計画書を提出する。この場合の変更施工計画書は、以前に提出した施工計画書の変更部分または追加部分のみで良い。
- ・軽微な変更の場合、変更施工計画書の提出は不要である。
（「施工計画に大きく影響しない数量の増減」以外の変更）

[施工計画書作成例]

(1) 工事概要

工事概要については、記載例程度の内容を記載すること。

[工事概要記載例]

仕様書番号	工第〇〇号
案件番号	(工事に固有に付される17桁の番号)
工事名	公共 〇〇工事
路線名・河川名	主要地方道〇〇線
工事場所	〇〇市〇〇地内
工期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
請負金額	¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
工事内容	施工延長 L=□□m 土工掘削 V=□□□m ³ 盛土 V=□□□m ³ 擁壁工 L型擁壁(H=□m) L=□□m 排水工 PU側溝 L=□□m

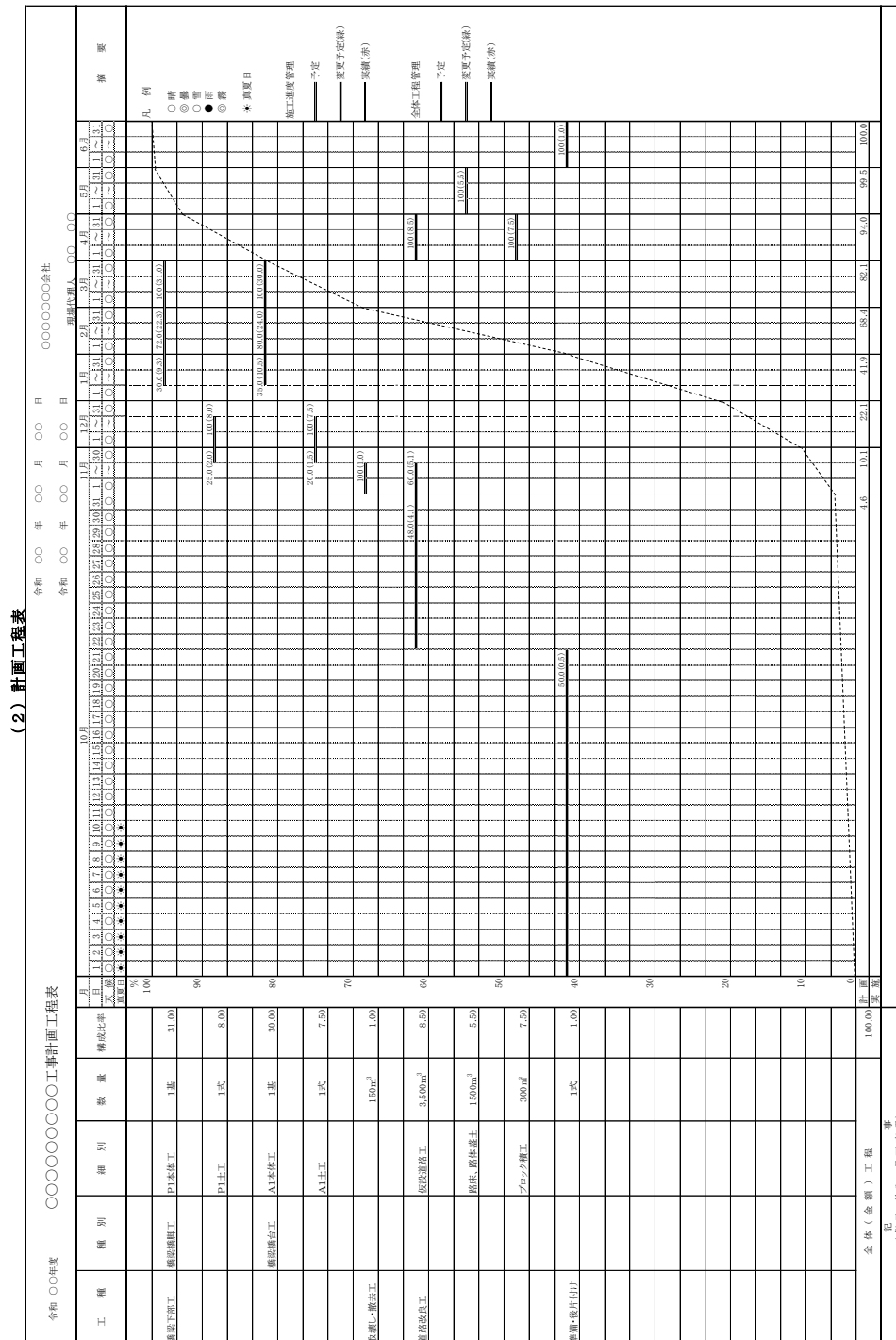
(2) 計画工程表

計画工程表の作成様式は、バーチャート、ガントチャート及びネットワーク手法等各種あり、その工事に見合った様式により作成する。

(留意点)

- ① 各工種、種別、細別の区分の記載内容は、工事数量総括表をもとに整理する。なお、その配列は施工順序を考慮し、関連工事をグルーピングする。
- ② 各工種、種別、細別のごとに作業開始、終了時期だけでなく、基準作業量を記入し、計画と実績が対比できるようにすることが望ましい。
- ③ 気象（降雨、気温等）が施工に大きく影響する工種では、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させる。

[計画工程表記載例]



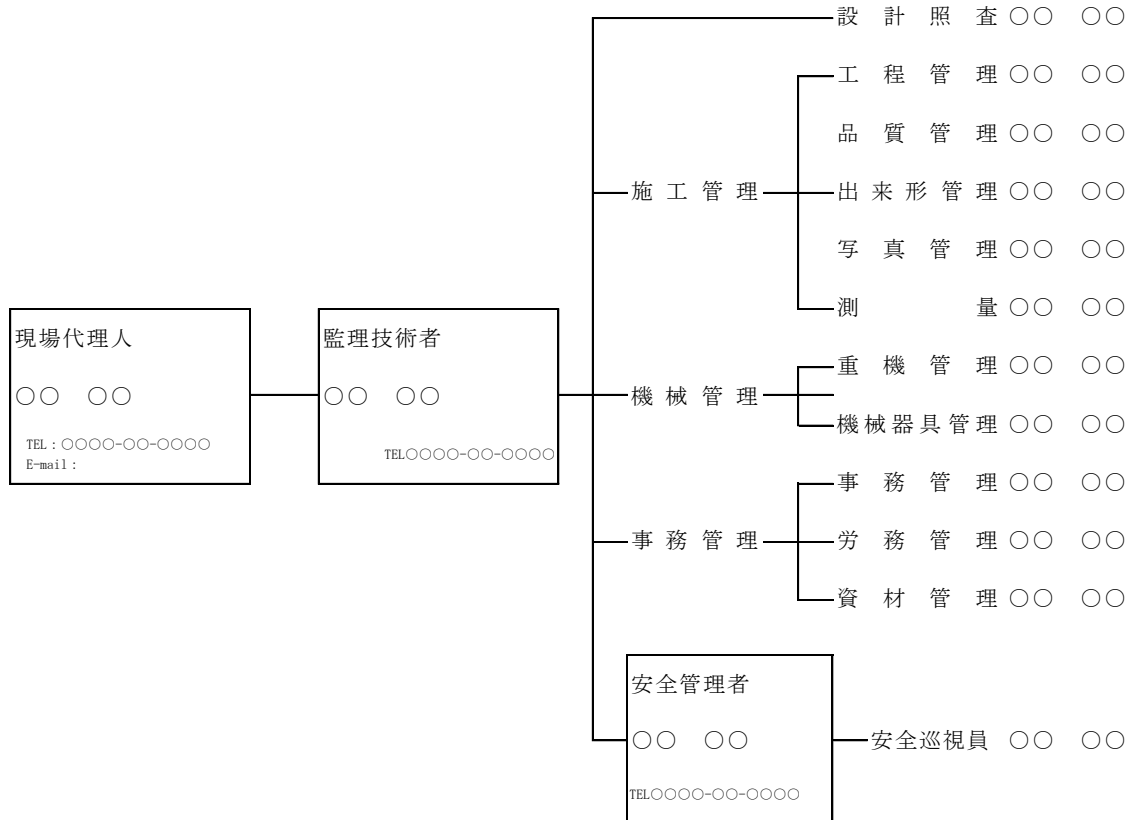
(3) 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載する。

[現場組織表記載例]

現場事務所 ○○市○○町字○○
 TEL 000-000-000
 FAX 000-000-XXX

現場組織表



(4) 施工体系図

施工体系図は、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担、関係を把握できるように記載する。下請負人の追加、変更の都度修正して提出すること。

[施工体系図 施工計画書記載用]

第19-1号様式

施工体系図（工事作業所災害防止協議会）

施工計画書添付用

発注者名		年		月		日	
工事名称		年		月		日	
工		期		至			

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	所
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	有 , 無
専 門 技 術 者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日
請負金額	

下 請 区 分	
会社名・事業所印	
代 表 者 名	
建設業務可番号	
一般・特定の別	一般 / 特定
住	

※本様式は、施工計画書添付に使用する。なお、記載内容に変更があった場合には、速やかに内容を修正し提出すること。

*事業者IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載する。未登録の場合は記載不要。

〔施工体系図 現場揭示用〕 ※揭示用は施工計画書に添付は不要

第19-2号様式

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (揭示用)

発注者名		自	年	月	日
工事名称		期	至	年	月

元副名、事業者ID	
監督者名	
監理技術者	
監理技術者補佐	
主任技術者	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会 长	陈松安 金衡生 黄生和	元方 安全 衡生 管理 委
副 会 长		

工事	下請区分	一般 / 特定	有 ・ 無	年 月 日 ~ 年 月 日
工事内容	会社名・事業者ID			
	代表者名			
工事内容	建設業許可番号			
	一般・特定の別			
	安全衛生責任者			
工事内容	主任技術者			
	専門技術者			
	専門技術者 の担当			
工事内容	担当工事内容			
	担当工事内容			

工事内容	年月日
工事	年 月 日
専門技術者	有 無
専任技術者	
主任技術者	
安全衛生責任者	
建設業許可番号	一般 / 特定
代表者名	
会社名・事業者ID	
下請区分	

工事内容	年月日
工事工期	年 月 日
工事内容	年月日
専門技術者	有 ・ 無
専門技術者の 氏名	
主任技術者	
安全衛生責任者	
一般・特定の別	一般 / 特定
建設業許可番号	
代表者名	
会社名・事業者ID	
下請区分	

工事	下請区分	
	会社名・事業者ID 代表者名	
	建設業許可番号 一般・特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者 主任技術者	有 ・ 無
工事内容	作業内容 専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

下 請 区 分	会社名、事業所ID 代 表 者	建設業許可番号 一般、特定の別 一般 / 特定	安全衛生責任者 主 任 技 術 者 専 門 技 術 者 新築・増設工事 修繕工事 の担当 有、無	工事内容	工 期 年 月 日 ~ 年 月 日
---------	--------------------	-------------------------------	---	------	----------------------

下 請 区 分	会社名・事業所名 代表者名 建設業許可番号 一般・特定の別 安全衛生責任者 主 任 技 術 者 専 門 技 術 者 無	年 月 日
工 事 内 容	無	年 月 日
工 期		年 月 日

下 請 区 分	代 表 者 名	建設業許可番号	一般 / 特定
会社名・事業所名	安全衛生責任者	主 任 技 術 者	有 ・ 無
	専 門 技 術 者	技 術 者 名 簿 内 記 載 有 無	
	担当工事内容		
工事内容			
工期	年 月 日	年 月 日	

	下	請	区	分	
	会社名、事業所ID				
	代表者				
	建設業許可番号				
	一般・特定の別			一般 / 特定	
	安全衛生責任者				
	主任・技術者			有 , 無	
	専門技術者				
	担当工事内容				
工 事					
工事内容					
工期					年 月 日 ~ 年 月 日

工事内容	年月日～年月日
工期	
工事	
専門技術者	有
主たる技術者	無
建設業許可番号	一般／特定
代表者名	
会社名・事業所名	
下請区分	

下 請 区 分	会社名・事業者名 代表者名 建設業許可番号 一般・特定の別 安全衛生責任者 主 任 技 術 者 専 門 技 術 者 工 事 工事内容 工期	有 ・ 無	年 月 日 ～ 年 月 日
---------	--	-------	---------------

下 請 区 分	一般 / 特定
代表者名	
建設業許可番号	
安全衛生責任者	
主任技術者	有 無
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

下 請 区 分	会社名、事業所名 代 表 者 氏 名 建設業許可番号 一般、特定の別 一般 / 特定
工 事	安全衛生責任者 主 任 技 術 者 有 ・ 無 専門技術者 担当工事内容
	工事内容
	工期 年 月 日 ～ 年 月 日

(5) 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や活動方針について記述する。

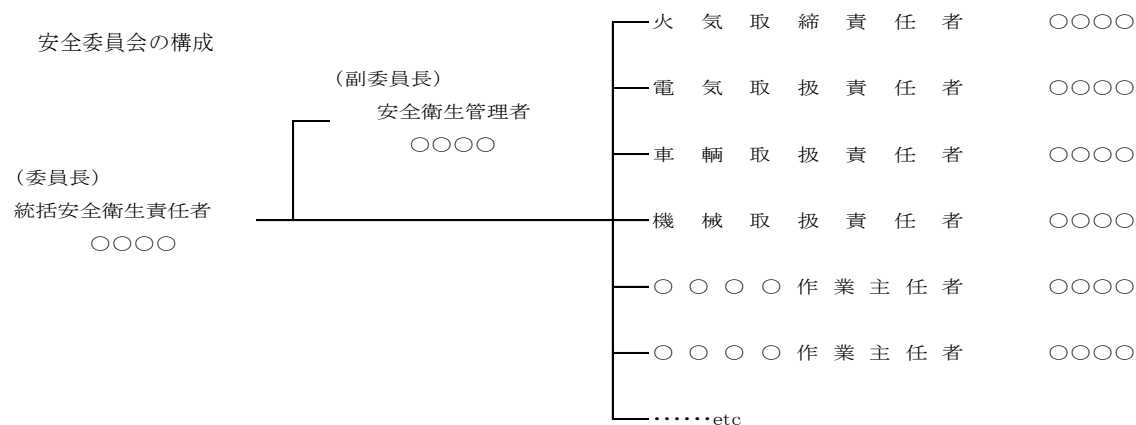
また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記述する。

① 工事安全管理対策

- ・安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）の記載。
- ・危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いに関する記載。
- ・安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安員の明記が必要。
- ・関係法令、指針を参考に記述する。
- ・作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を記述する。
- ・悪天候時の対応。（工事中止の基準、雨量、風速等）現場での確認方法を記述する。
- ・埋設物や架空線等がある場合は、それらに対する事故防止対策等を記述する。

★安全管理体制図（労働者数10～49人規模の建設工事現場の場合）

- ・統括安全衛生責任者は、現場を統括管理する者を充てる（現場代理人、主任技術者等）
- ・安全衛生管理者は、安衛則第18条の7に掲げる資格に準ずる知識、経験を有する者から選任。



② 第三者施設安全管理対策

- ・家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策

③ 工事安全教育及び訓練についての活動計画

- ・毎月行う安全教育・訓練の内容を記述する。
- ・安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ・当該工事内容等の周知徹底
- ・工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ・当該工事における災害対策訓練
- ・当該工事現場で予想される事故対策
- ・その他、安全・訓練等として必要な事項
- ・過去の事故事例集（県HP）の活用により、工事現場で予想される事故防止対策
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11444.html>

[安全教育・訓練計画記載例]

実 施 年 月	主 な 実 施 予 定 内 容
令和〇〇年 〇〇月	①工事安全に関する法令等の周知徹底 ●労働安全衛生法、労働安全衛生施工規則等の説明を行い周知徹底を図る ②本工事内容等の周知徹底並びに予想される事故防止対策 ・地下埋設物、架空線等の支障物件がある場合の作業時の注意事項等について確認を行い安全作業に対する意識を高める
令和〇〇年 〇〇月	①本工事内容等の周知徹底並びに予想される事故防止対策 ●作業内容(土留工) ・鋼矢板打設作業の予想される危険及び事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。 ②災害防止対策予行演習 ●雨で法面が崩壊した状況を想定 ・巡視経路の確認(実際の場合の車輛・徒歩巡視の把握) ・連絡方法の確認(無線機・携帯電話の感度) ・立入禁止処置の実施方法の確認 ・問題点の整理・防災実施方法の確認
令和〇〇年 〇〇月	①前月の反省と評価 ●安全管理者の前月の作業行動に対する評価 ・評価に対する作業者の感想 ・今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する ②工事進捗状況の説明 ●主任技術者から進捗状況の説明及び今後の進捗予定の説明 ・今後の作業から予想される危険と対策の検討 ③ビデオ等視覚資料による安全教育 ・危険予知活動紹介

[その他記録]

- ・災害防止協議会活動記録
- ・店社パトロール実施記録
- ・安全巡視、TBM、KY実施記録
- ・新規入場者教育実施記録

※ 参考（主な法令、指針等）

- ・労働安全衛生法
- ・労働安全衛生規則
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・建設機械施工安全マニュアル
- ・地下埋設物の事故防止マニュアル、架空線等上空施設の事故防止マニュアル

[記載例]

安全管理活動

工事中は、無事故無災害を目標とし、下記活動を行います。

a) 日常活動

1. 安全朝礼、ツールボックスミーティングの実施

毎朝、定時に職員及び作業員を全員集めて、当日作業の予定、予想される災害、その災害に対する具体的対策、危険箇所、安全上の留意点等、またその他の連絡事項を徹底します。

また朝礼時に全員でラジオ体操を行い、午前中の体の調整、健康状態の確認を行います。

職長・作業主任者は、指揮下の作業員全員に対して朝礼後または休憩時間等に当日、翌日の作業予定、作業手順、作業方法、作業ポイント・保護具の指示・工具の点検・危険場所等の安全留意事項について徹底させます。

2. 危険予知活動の実施（KYカードの作成）

事故事例集等を参考に、毎日行われる作業に潜む危険を作業員自身が予知し、安全対策を実施し事故を未然に防止するために、毎日作業前（朝礼時）にリスクアセスメントを導入した危険予知活動を実施します。

また作業員は、それぞれの作業場所において、作業開始前に指差呼称による危険予知を行うように指導徹底をします。

3. 毎日の工事打ち合せ

作業所長は、毎日（12時45分～）職長・作業主任者を召集して、工事打ち合わせを開き作業指示・作業間の調整を行います。

作業指示は、翌日作業開始までに作業員全員に徹底させます。

◇職場の安全集会

工事進行に伴い現場の環境や作業方法・作業順序等が変化するため、これにより災害が発生することが予想されます。そのための災害防止対策として注意事項を職長、作業主任者と共に検討します。

目的

- ・作業員自身に、常に安全に対する心構えを持たせる。
- ・職場の安全について職長、末端作業員から改善意見、提案を求める。
- ・末端作業員まで連絡事項等が伝わるようにする。

◇安全責任者による点検・是正（安全日誌への記入）

- ・設備、機器、作業方法、現場の衛生状態等現場の点検・是正を行う。
- ・作業員の服装、保護具、作業方法、健康状態等の点検・是正を行う。
- ・現場の整理整頓の点検・是正を行う。
- ・直ちに是正できない事項は、作業所長へ報告し、工事打ち合わせ等で検討してツールボックスミーティングで末端作業員まで通達し徹底させる。

◇新規入場者教育の実施

当作業所へ入場する全作業員に新規入場者教育を実施します。工事概要、作業における注意事項、健康診断の確認、作業経験の確認を行います。

また安全管理への積極的な協力・実施、安全施工サイクルの説明を行い安全意識の高揚を図ります。

b) 月例行事

1. 月1回の安全パトロールの実施

◇安全パトロール（現場）

日々パトロールとして、作業所長の午前・午後の現場巡視の実施

定期パトロールとして、作業所安全衛生協議会開催時に協議会構成員による安全パトロールの実施

◇安全パトロール（社内）

月1回の土木部安全パトロールの実施

2. 月1回の安全協議会、安全大会の開催

◇安全衛生協議会

現場の事故災害防止及び安全活動の具体的実施についての協議、現場内規則の発案、研究調査の機関として、現場職員、協力業者の責任者が組織運営し、協議会を開催します。

【開催内容】

- ・作業所における安全対策、保安対策、環境対策等現場規律に関すること。
- ・月間工程、作業内容・手順、安全衛生管理目標、行事予定、連絡事項に関すること。
- ・作業標準に関すること。
- ・他現場災害事例から原因、再発防止に関すること。
- ・労働者の健康管理に関すること。
- ・意志の疎通を行う。

◇安全大会

作業所長は、毎月1回月初めに作業員全員を召集して、安全大会を開催します。

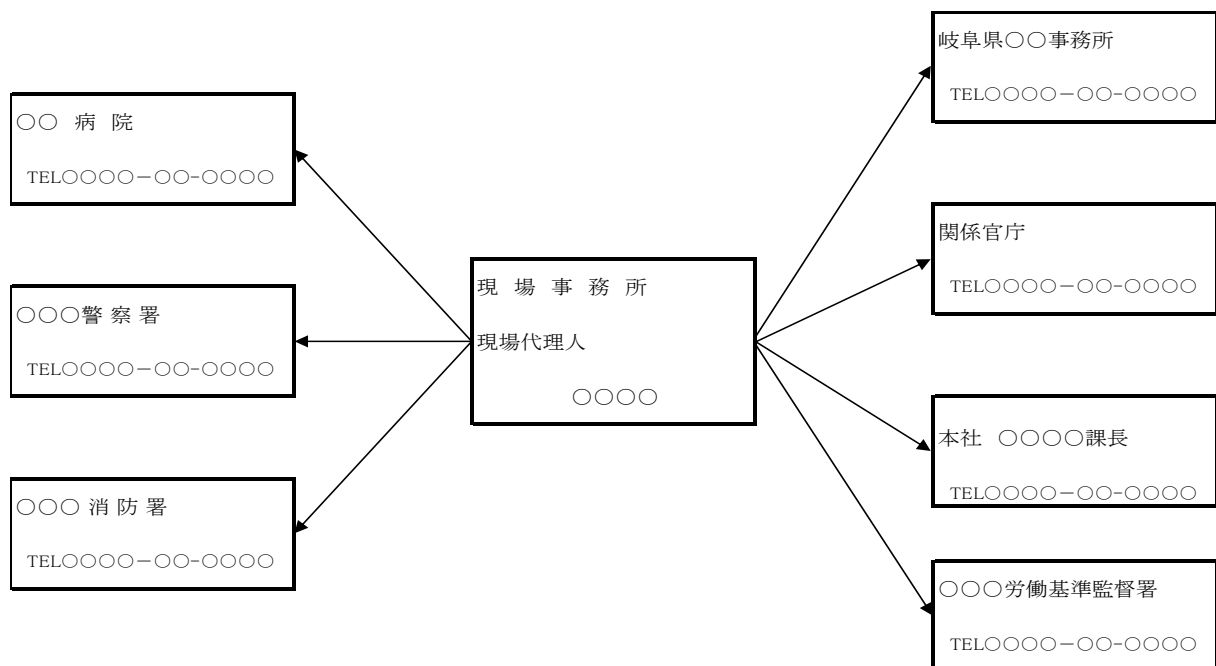
【開催内容】

- ・当月間工程、作業内容
- ・安全講話
- ・作業箇所、機械器具、施設の点検、安全衛生点検
- ・安全衛生教育
- ・現場の整理整頓、清掃等
- ・災害緊急事態を想定した消火訓練、避難訓練、救護訓練等
- ・行事予定
- ・安全訓練の実施

安全訓練実施計画表に基づき、月1回4時間の教育を行い安全意識の高揚を図ります。

(6) 緊急時の体制及び対応

① 大雨、強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事務などが発生した場合に対する組織体制及び連絡系統を記述する。



② 連絡系統

連絡系統図には、下記機関の昼間及び夜間の連絡先について記述する。

- ・発注者関係（事務所の監督員等及び休日夜間等連絡先）
- ・受注者関係（本社・支社、現場代理人、監理（主任）技術者等）

- ・関係機関（警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等）
- ・関係企業（電力会社、N T T、上水道、下水道、鉄道、ガス会社等）
- ・その他、現場状況により関係する機関等の連絡先を明記する。

[記載例]

大雨、強風等異常気象時の処置

現場に設置した雨量計、風速計が社内基準を超えた場合には、直ちに工事を中断し安全を確保した後、安全な場所に避難します。

避難判断基準 雨量〇〇mm/h 風速〇〇m/sec

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う臨機の措置

南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、工事現場内の安全を確保し、気象庁や岐阜県災害警戒会議等から発表される情報の収集に努めます。場合によっては、以下の事項を直ちに実施し、工事中断の措置をとる。

- ①掘削及び床掘りの作業中の場合には作業を中止し、掘削深さ勾配等により危険な箇所については埋め戻し等の措置をとります。
- ②コンクリート打設の場合は、作業を速やかに完了し器具道具等安全な場所へ移動させ避難します。
- ③捨土作業中の場合は、ダンプトラックの運行を中止し一般交通、第三者に対する安全を確保します。
- ④足場・支保工等高所作業中の作業員は直ちに作業を中止し待機します。
- ⑤機械及び器具等は、安全な場所へ移動させ災害復旧等のために待機します。

(7) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について、岐阜県建設工事共通仕様書 1-1-36（交通安全管理）により記述する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導警備員等の配置について記述する。

また、具体的な保安施設配置計画、取付道路及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、具体的な積載超過運搬防止対策等について記述する。

なお、指定された道路においては、交通誘導業務の実施にあたり、検定合格者を配置しなければならない。

(8) 主要機械

工事に使用する主要機械の機種、性能等（騒音振動、排ガス規制等）についての一覧表を作成する。

〔主要機械計画表記載例〕

工 種	種 別	機 械 名		コンクリートポンプ車	バックホウ	ダンプトラック	パイプロハンマー	クローラークレーン	ウオータージェット	ラフタークレーン	ブルドーザー	タイヤローラー	発電機	大型ブレイカー付バックホウ
		細別	規格	ブーム式 90～110m ³	0.6m ³	10t	90kw	35t		25t	15t級	8～20t	90KVA	0.4m ³
		排気ガス対策有無		○	○	○	○				○			
		低騒音対策有無					○							
		低振動対策有無					○				○			
橋梁下部工	橋梁橋脚工	P1本体工		○	○					○				
		P1土工			○	○					○			

(9) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について記載する。工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、共通仕様書に示す規格に適合したもの、または同等以上の品質を有するものとする。上記条件を満たすものが岐阜県リサイクル認定製品または県産品で確保できる場合においては、それを優先使用するものとし、表中のリサイクル認定製品、県産品欄に記入する。（様式－13を活用）

〔主要資材使用計画記載例〕

品 名	規 格	摘 要	リサイクル 認定製品	県産品	グリーン 調達品	備 考	
						単位	数量
(生コンクリート)	(24-8-25N W/C≤55%)	(○○生コン○○工場)①		○		(m ³)	608.0
(生コンクリート)	(18-5-40BB)	(〃)		○		(m ³)	46.4
(生コンクリート)	(18-8-40BB)	(〃)		○		(m ³)	117.3
(生コンクリート)	(18-8-25BB W/C≤60%)	(〃)		○		(m ³)	200.0
モルタル	1:3高炉					m ³	353.5
鉄 筋	SD295A D13					t	0.2
鉄 筋	SD295A D16～D25					t	0.4

* この様式は、使用材料調書（材料承認願）、材料確認としても利用する。

(10) 施工方法

施工方法は、次のような内容を記載する。

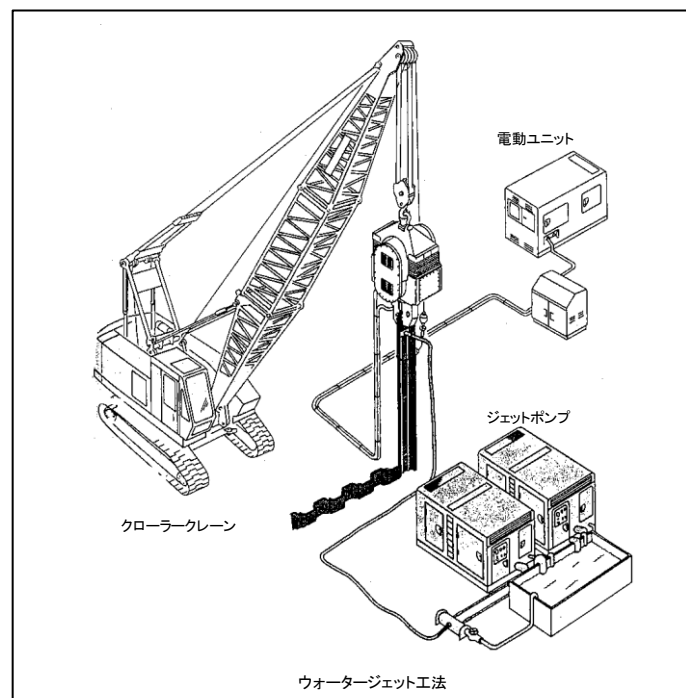
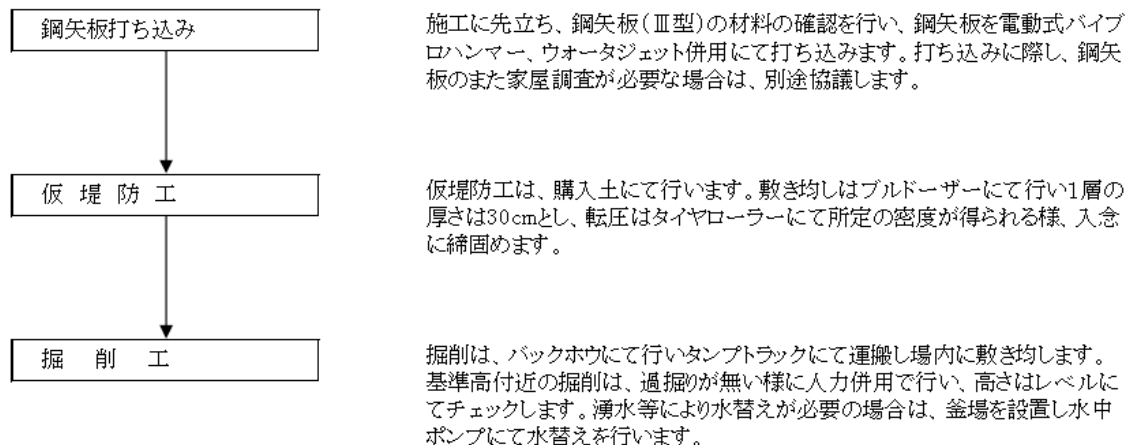
① 主要工種毎の作業フロー

当該工種における作業フローを記載し、各作業段階について記述する。

② 記載事項

- ・工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等）について。
- ・施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）、関係機関との調整事項について。
- ・基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について。
- ・使用機械。
- ・仮設の構造、配置計画について。（位置図、概略図等を用いて具体的に記述）
- ・仮設建物、仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について。
- ・通常の施工方法により難しいもの。（例： 新技術による施工等）
- ・設計図書で指定された工法。
- ・共通仕様書に記載されていない特殊工法。
- ・共通仕様書において、監督員の「承諾」を得て施工するもののうち、事前に記述できるもの及び施工計画書に記述することとなっている事項。

[作業フロー（土留工・掘削工）の記載例]



(11) 施工管理計画

施工管理計画は設計図書等に基づき、その方法を記述する。

① 工程管理

工程管理は、単に着工から完成までの各工種について時間計画を作るものではなく、施工計画で検討された工法と資機材の調達計画等を具体化して、適正な組合せ及び配置を決め、ムリ、ムダ、ムラを除いたものとする。

工程管理の作成は、施工計画の一環として施工方法の選定等と同時に行われるが、作成手順としては一般に次の手順で行われる。

- ・工種の分類に基づき、各工種別工事について施工手順を決める。
- ・各工種別工事の適切な施工期間を決める。
- ・施工条件、工程条件等を考慮しつつ、全部の工種別工程の調整を行う。必要に応じて施工方法等の変更を検討する。
- ・全工期を通じて、労務、資材および機械の必要数をならし、過度の集中や待ち時間が発生しないよう工程を調整する。

② 出来形管理

出来形管理基準は出来形の規格値を規定しており、その規格値が契約図書に合致するものでなくてはならない。不可視部分の構造物については、工事完了後も確認できるよう、写真等により出来形管理を行うことが大切である。

また、建設工事施工管理基準にもとづき、あらかじめ管理測点、寸法計測位置、写真管理撮影位置、回数及び管理図表の種類を具体的に定めた出来形管理計画を定める必要がある。

(留意点)

- ・不可視部については、測定方法、箇所等適切に検討し計画を立案する。
- ・管理基準にないものは、事前に監督員と受注者で協議を行い定める。
例) 基礎杭工の支持層確認、完全溶け込み溶接等
- ・社内検査基準等がある場合は、その基準も記載する。
- ・必要な工種が記載されているか。
- ・施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。

[出来形管理計画表記載例]

工 種・細 別		測 定 項 目	測 定 基 準
橋梁下部工	橋台工	基準高 天端長 天端幅 敷長 敷幅 橋台高さ 胸壁高さ 胸壁間距離 支間及び中心線の変位	橋軸方面の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所
	橋脚工	基準高 厚さ 天端長 天端幅 敷長 敷幅 高さ 橋脚中心間距離 支間長及び中心線の変位	同上
道路改良	重力式擁壁工	基準高 天端幅 敷幅 裏込め厚さ 高さ 延長	1施工箇所につき2箇所
	ブロック積工	基準高 厚さ 法長 延長	施工延長40m毎に1箇所 厚さは上下端部及び中間部
	盛土工(路床 路体)	基準高 幅 延長	施工延長40m毎に1箇所 基準高は道路中心線及び端部で測定する。
基礎工	基礎材 均しコンクリート	幅 厚さ 延長	施工延長40m毎に1箇所 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所
鉄筋工	鉄筋工	平均間隔 かぶり	1リフト、1ロットあたり各面で1箇所以上 最小かぶりは、コンクリート標準示方書による

③ 品質管理

土木工事では、一般に工事に使用する材料の形状寸法・品質や目的物の品質・規格が仕様書又は図面に明示されている。受注者は、示された品質・規格を満足させるため管理を行う必要がある。

なお、社内検査基準等がある場合は、その内容も記載する。

(留意点)

- ・必要な工種、基準に適合した管理方法、試験方法及び回数。
- ・基準にないものの適用。（受注者と監督員で協議が必要）

[品質管理記載例]

工種	種別	試験項目	試験方法	試験基準
セメントコンクリート	材料	アルカリ骨材反応	アルカリ骨材反応抑制対策	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
		骨材のふるい分け試験	JIS A1102 JIS A5005 JIS A5011-1～4 JIS A5021	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A1109 JIS A1110 JIS A5005 JIS A5011-1～4 JIS A5021	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。
		粗骨材のすりへり試験	JIS A1121 JIS A5005	工事開始前、工事中1回／年以上および産地が変わった場合。
		骨材の微粒分量試験	JIS A1103 JIS A5005	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回／週以上)
		砂の有機不純物試験	JIS A1105	工事開始前、工事中1回／年以上および産地が変わった場合。
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A1142	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液n色より濃い場合。
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A1137	工事開始前、工事中1回／月以上および産地が変わった場合。
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122 JIS A5005	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。
		セメントの物理試験	JIS R5201	工事開始前、工事中1回／月以上
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R5202	工事開始前、工事中1回／月以上
		練混ぜ水の水質試験	JIS A5308 付属書3	工事開始前及び工事中1回・年以上および水質が変わった場合
	施工	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	1日2回 午前・午後
		スランブ試験	JIS A1101	荷卸し時 1日1回および荷卸し時に品質変化が認められた時。
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A1108	荷卸し時 1回/日または構造物の種類と規模に応じて、打設場所でもテストピースを採取する。
		空気量測定	JIS A1116 JIS A1118 JIS A1128	荷卸し時 1回/日および荷卸し時に品質変化が認められた時。

④ 写真管理

土木工事では、工事完成後隠れて見えなくなる部分、いわゆる不可視部分が多い。後日使用材料の品質、構造物の寸法が設計図どおりであること、また工事の施工方法が仕様書に基づいて行われたことを証明するために、写真管理は重要なものである。

写真管理基準は、契約図書の一部である岐阜県建設工事共通仕様書に基づき規定されているものである。

工事写真にあたっては、その内容を把握できるような下記の分類によって撮影し、整理し監督員に提出しなければならない。

(留意点)

- ・施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができる。
- ・不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ・撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員の承諾を得て取扱いを定めるものとする。
- ・出来形管理写真で、完成後測定可能な箇所については、出来形管理状況の判別できる写真を細別毎に1回撮影し、後は撮影を省略することができる。
- ・監督員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。（監督員の確認状況を写真に収めること）

(撮影内容)

- ・工事着手前写真及び完成写真
- ・施工状況写真（仕様書に基づいた施工方法の証明記録）

- ・安全管理写真（安全管理の実施状況の具体的な記録）
- ・使用材料写真（工事使用材料の品質と寸法の証明記録）
- ・品質管理写真（品質確認等の試験状況の記録）
- ・出来形管理写真（構造物の数量、寸法等出来形の証明の記録）
- ・災害写真（工事中に発生した災害及び事故等の記録）
- ・その他（建設副産物の発生及び処理状況の記録）

[写真管理計画表記載例]

区分	工種	撮影項目		撮影時期	撮 影 頻 度
施工前		全景・工種毎		施工前	施工前1回
完成		全景・工種毎		完成後	完成後1回
施工中	施工中	代表部分の進捗状況		月末	月1回
	仮設	使用材料,仮設状況,形状寸法		施工前後	1施工箇所に1回
使用材料	材料検収	形状寸法,検査実施状況		使用前 検査時	各品目毎に1回
安全管理		各標識類設置状況		設置後	各種1回
		安全訓練等実施状況		実施中	実施毎に1回
品質 管理 写真	コンクリート	スランプ試験		試験実施中	コンクリートの種類毎に1回
		圧縮強度試験			
		空気量測定			
		塩化物含有量試験			
	道路土工	現場密度の測定		試験実施中	土質毎に1回
出来 形 管理 写真	基礎工	基礎材 均しコンクリート	幅 厚さ	施工後	40mに1回又は1施工箇所に1回
	道路土工	盛土工	巻きだし厚	巻出し厚	80mに1回
			締固め状況	締固め時	転圧機械が変わる毎に1回
			幅 法長	施工後	80mに1回

⑤ 段階確認（施工状況立会を含む）

受注者は監督員の臨場を受ける段階確認を計画し、設計図書の基準を確保しなければならない。

段階確認が完了しないと工事工程に影響を及ぼすことから、計画的な確認を行うよう受注者及び発注者とも留意する必要がある。

また、主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。（詳細については、共通仕様書 表1－3 欄外の＜参考＞に記載。）

[段階確認一覧記載例]

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目
函渠工		床掘削完了時	支持地盤（基礎地盤）
		鉄筋組立て完了時	使用材料 設計図書との対比
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)
矢板工	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否
		打込完了時	基準高 変位
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否

[施工状況立会一覧記載例]

種 別	細 別	確 認 時 期	把 握 項 目
函渠工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温
盛土工		敷均し、転圧時	使用材料、敷均し・ 締固状況
舗装工	路盤、表層	舗設時	使用材料、敷均し・締固状況 天候、気温、舗設温度

⑥ 品質証明

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、受注者が自らの責任において品質を証明することである。

工事施工途中において実施する項目・時期を施工計画書に明記し、実施することが望ましい。

(12) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記述する。

特に、都市計画区域については用途地域区分、その他、風致地区・景観保全地域等を考慮して、環境基準を遵守するよう仮設計画及び施工機械の選定等を計画する必要がある。

- ① 騒音、振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ、ほこりの処理
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- ⑤ 産業廃棄物の対応
- ⑥ その他

(13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記述する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ 現場環境改善（イメージアップ）対策の内容

⑤ その他

(14) 再生資源利用の促進と建設副産物の適正処理

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記述する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

(15) その他

その他重要な事項について、必要により記述する。

- ① 官公庁への手続き（警察、市町村）
- ② 地元への周知
- ③ 休日
- ④ 創意工夫、社会貢献など

3 総合評価における技術提案（共仕 1-1-5 施工計画書 5、技術提案の記載）

総合評価方式の入札契約工事にあつては、技術提案内容（施工計画も含む）を明示するとともにその効果をより具体化し、確認方法も含め詳細な計画を立案し施工計画書に記載する。

工事終了後についても、受注者が総合評価時に提案した内容が、確実に履行されたか総合評価実施確認表（様式自由）として報告する。

現場条件の変更等により、提案内容の履行が不可となる場合は、監督員と事前に協議しなければならない。

4 設計図書の照査等（契 第18条，共仕 1-1-3）

受注者は、契約書第18条第1項から第5項に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は監督員に資料を提出する。なお、該当する事実がない場合は、監督員へ資料の提出・提示は不要とする。

1) 契約書第18条該当事項

- ・ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない。
（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- ・ 設計図書に誤謬または脱漏がある。
- ・ 設計図書の表示が明確でない。
- ・ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない。
- ・ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じる。

5 工事測量（共仕 1-1-42）

受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量標及び多角点を設置するための基準となる点の選点は、監督員の指示を受けなければならない。

受注者は工事着手後、仮BMの設置に係わる測量計画を作成する。測量関係の資料は、発注者が資料を貸与する他、国土地理院のデータも併用すること。また、工事が長期（1年以上）に及ぶ場合は、定期的な基準点の確認方法も計画する必要がある。

大地震や大規模な災害等で基準点の移動が想定された場合は、監督員に報告し、その指示によって対応する必要がある。

1) 測量結果の提出及び提示

- ・設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合及び仮BM並びに多角点を設置した場合は、測量結果を監督員に提出する。
- ・設計図書に示されている数値と測量結果に差異がない場合は、測量結果を監督員に提出・提示は不要とする。

6 施工体制台帳及び施工体系図等(共仕 1-1-11)

受注者は、「建設業法」第24条の8や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下、入札契約適正化法という。)第15条により、全ての公共工事について施工体制台帳及び施工体系図の作成や発注者へ写しの提出が義務づけられている。ただし、入札契約適正化法第15条により、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認できる場合は、施工体制台帳の提出は不要とする。

1) 記載すべき内容

- ・建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2、4に掲げる事項
 - ・安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者
 - ・健康保険等の加入状況
 - ・外国人建設就労者の従事状況
 - ・施工体制台帳の添付資料
- ※下請契約書には、下請金額のほか工期、作業内容(材料や建設機械の支給有無)がわかるように記述する。

2) 提出様式

- 様式「様式18」 施工体制台帳
「様式18-1」 再下請通知書
「様式18-2」 作業員名簿
「様式19-1」 施工体系図(施工計画書用)
「様式19-2」 施工体系図(提出不要 現場掲示用)

作業内容	施工体制台帳	施工体系図
クレーン・コンクリートポンプ車業者(オペレータ付)	○	○
ダンプトラック(緑ナンバー)による残土搬出契約	×	○
納入資材輸送業者	×	×
生コン輸送業者(コンクリート圧送や打設まで含む)	○	○
警備会社・測量・調査(土質試験、家屋調査等)	×	○
仮設作業(仮設電気、水道引込、仮設事務所建方等)	○	○
舗装工事の乳剤散布、カッター	○	○

3) 留意点

- ・下請が岐阜県工事指名競争参加資格者である場合には、資格停止期間中でないこと。
- ・施工体制台帳は下請金額にかかわらず作成し、写しを発注者に提出する。
- ・施工体制台帳の作成が不要な測量業者や警備会社等についても、把握のため施工体系図に記載する。

- ・国交省作成の「施工体制台帳等活用マニュアル」、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参考とする。
- ・クレーンやポンプ車のリースにおける下請けの範囲について
 - ① 相手との契約に「労務」が含まれている場合は建設業法で言う「下請け」に該当する。
 - ② 1件あたり500万円未満の場合は建設業法上の許可は不要なので下請けとしても問題ない。（この場合の金額は、契約金額ではなく、例えば材料を支給する場合などは、その材料費を含んだ工事費が500万円未満であることが必要。）
 - ③ クレーンのリース契約をした際、オペレーター付きである場合や、ポンプ車のリース契約をした際、ポンプ車の運転手が現地でポンプの操作を行う場合は「下請け」となる。
 - ④ 建設発生土残土の運搬について

ケース1 元請け建設業者が自社車両で自家輸送として運搬する場合

○運送事業法の適用外

ケース2 残土運搬のみを下請けさせる場合

○運搬行為のみ請け負う者は、運送事業法の適用を受ける（運送事業の許可が必要：建設業の下請対象外）

ケース3 残土運搬に掘削等を含めて下請けさせる場合

○建設業者から掘削等の業務を請け負う者が、掘削等の業務に伴って残土運搬する場合は、運送事業法の適用外（建設業の下請対象となる）

ケース4 個人でダンプカーを所有する者（一人親方）に下請けさせる場合

○運搬行為のみ請け負う者は、運送事業法の適用を受ける（ケース2と同様に、運送事業の許可が必要：建設業の下請対象外）

○建設業者から建設業務を請け負う者が、掘削等の業務に伴って残土運搬する場合は、運送事業法の適用外（ケース3と同様）

○建設業者と個人でダンプカーを所有する者との間で雇用契約が締結され、かつ、車検証上の使用者名義を当該建設業者の名称とする場合は、運送事業法の適用外（ケース1と同様の取扱いとする。ただし、いわゆる“名義貸し”に当たる場合は法令に抵触する）

7 請負代金内訳書(共仕 1-1-4)

受注者は、契約書第3条に従って「請負代金内訳書」を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

1) 提出時期

工事請負契約締結日から14日以内

2) 提出様式

様式「第24号様式」 請負代金内訳書

3) 留意事項

- ・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の事業主負担分を明示するものとする。

第2章 工事着手後の提出書類

第1 工事書類

1 工事の着手(共仕 1-1-9)

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。

1) 留意事項

- ・工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現地事務所等の配置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

2 官公庁等への手続等(共仕 1-1-40)

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

1) 提出時期

- ・許可後の資料については、監督員へ提示するものとする。ただし、監督員からの請求があった場合は、この限りでない。

2) 関係官公庁への提出時の留意事項

- ・監督員の確認が必要な書類については、関係官公庁等に提出する前に、監督員に確認を取ることを。
- ・また、提出前には、再度関係法令を確認すること。

3 官公庁等への手続き等(住民対応等)(共仕 1-1-40)

受注者は地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。

また、交渉に先立ち監督員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

受注者は前回までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4 使用材料調書(共仕 第2編)

受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。なお、J I Sマーク表示品については、J I Sマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

1) 提出時期

材料を使用する前

2) 提出様式

様式「様式13」 使用材料調書

3) 留意事項

- ・県産品等の優先使用
岐阜県リサイクル認定製品または県産品で確保できる場合において、それを優先使用するものとする。
- ・木材の優先使用
工事に使用する木材は、岐阜証明材推進制度実施要領（令和3年3月30日付県流第721号 県産材流通課長通知）第12条により証明された木材を優先使用するものとする。

5 段階確認報告書(材料確認)

監督員が使用材料の数量、品質等を確認するための書類。(監督員が作成)

1) 作成時期

段階確認後

2) 作成様式

様式「様式15-1」 段階確認報告書

様式「様式13」 使用材料調書(受注者が準備する)

3) 留意事項

材料確認時は、使用材料調書を利用し材料確認を行う。

6 段階確認報告書(共仕 1-1-21)

監督員が施工状況を確認するための書類。(監督員が作成)

1) 作成時期

段階確認後。

2) 作成様式

様式「様式15-1」 段階確認報告書

3) 段階確認及び施工状況を確認する種別及び確認時期

「表1 段階確認一覧表」「表2 施工状況立会一覧表」を参照

4) 留意事項

- ・添付資料は、新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を監督員等が手書きで記入する。)
- ・監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
- ・確認の頻度は段階確認一覧に基づくものとし、必要以上に行わない。

表1 段階確認一覧表(最新版は共仕で確認すること)

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 頻 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川・砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化したとき	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層安定処理・路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般: 1回/1工事 重点: 1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般: 1回/1工事 重点: 1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般: 1回/1工事 重点: 1回/100m
バーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
	袋詰式サンドドレーン ペーパドレーン	施工完了時	施工位置、杭径	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般: 1回/200本 重点: 1回/100本

	高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイ ル	施工完了時	基準高、位置、間隔、 杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入 量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	試験矢板 1枚 更に
		打込完了時	基準高、変位	一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否	試験矢板 1枚 更に
		打込完了時	基準高、変位	一般：1回/75枚 重点：1回/50枚
既製杭工	既製コンク リート杭 鋼管杭 H杭	打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、杭の支 持力	試験杭 1本 更に 一般：1回/10本 重点：1回/ 5本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭 1本 更に 一般：1回/10本 重点：1回/ 5本
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土 質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/ 5本
場所打杭工	リバー ス杭、オール ケーシング 杭、アース ドリル杭、 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭 1本 更に 一般：1回/10本 重点：1回/ 5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書と の対比	一般：30%/1構造 物 重点：60%/1構造 物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭 1本 更に 一般：1回/10本 重点：1回/ 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/ 5本
深礎工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回/土(岩)質の変化 毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書と の対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	
オープンケー ソン基礎工 ニューマチック ケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		1回/土(岩)質の変化 毎
		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	
鋼管井筒基礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書と の対比	1回/1ロット
		打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否、支持力	試験杭 1本 更に 一般：1回/10本 重点：1回/ 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/ 5本
置換工（重要構造 物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換え厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工（覆	覆土前	設計図書との対比	1回/1工事

	土施工がある場合)		(不可視部分の出来形)	
	基礎工・根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
重要構造物 函渠工(樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 床止・床固 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%/1構造物 重点:60%/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
もたれ式擁壁工 (背面型枠が不要な場合)		床掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		コンクリート打継目毎打設完了時	基準高、高さ、幅、厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
補強土壁工	掘削	掘削完了時	幅・延長・支持地盤	1回/1構造物
	設置状況	施工中	ストリップ長、間隔等 変化箇所、設計図書との対比	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%/1構造物 重点:60%/1構造物
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立が省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般:— 重点:1回/1構造物
ポストテンションT(I)桁製作工 プレキャストブロック桁組立て工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 (横締め作業完了時)	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 (縦締め作業完了時)	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
トンネル工	掘削工	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		開始は坑口より切り羽までの距離が100mに達するまでの地点	粉じん濃度	以降、1回/半月以内 さらに大幅な計画変更時
	支保工	支保工建込完了時(支保工変化)	吹き付けコンクリート厚、ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変化毎
	覆工	施工時(構造の変化時)	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
		コンクリート打設前	巻立空間	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設毎または1回/構造の変化毎の頻度の多い方

		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m 以上臨場により確認
	インバート工	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
ダム工	各工事ごと	各工事ごと別途定める	各工事ごと別途定める	各工事ごと別途定める
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	施工状況の適否、設計図書との対比、深さ	一般：30%程度/1 構造物 重点：60%程度/1 構造物
	鋼板取付け工・固定アンカー工	鋼板建て込み固定アンカー完了時	建て込み状況の適否、設計図書との対比、使用材料	一般：30%程度/1 構造物 重点：60%程度/1 構造物
	現場塗装工	塗装前、塗装完了時	施工状況の適否、塗膜厚、使用材料及び使用量	1回/5 0 0 m ²
アンカー工		削孔完了時	削孔深さ、方向	1 0 本に 1 本の割合
		アンカー定着後	引抜耐力	
塗装工	現場塗装	ケレン完了後各層、各塗り後	施工状況の適否、塗膜厚、使用材料及び使用量	1回/5 0 0 m ²
コンクリート吹付工 厚層基材吹付工		法面清掃完了時	施工状況の適否	一般：30%程度/1 工事 重点：60%程度/1 工事
		ラス張完了時 (ラスの位置、アンカー鉄筋、検測ピンの確認)	ラスの位置、アンカー鉄筋・検測ピンの径・長さ及び本数	
下水道	開削工	管布設完了時	施工状況の適否	1回/構造の変化毎
	推進工	推進完了時	施工状況の適否	
	シールド工	セグメント組立完了時 2次覆工完了時	施工状況の適否	1回/1 0 0 m
	立坑工	立坑完了時	支持地盤、寸法、施工状況	1回/1 立坑
	人孔築造工	鉄筋組立完了時 築造完了時	施工状況の適否、設計図書との対比、使用材料	1回/1 構造物

注)

- (1) 表中の「確認頻度」は、目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上、各工事毎に設定することとする。

なお、1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

- (2) 一般工事：重点監督以外の工事

重点監督：下記に該当する工事（詳細は下記参照）

- イ 主たる工種に新工法、新材料を採用した工事
- ロ 施工状況が厳しい工事
- ハ 第三者に対する影響のある工事
- ニ その他

- (3) 上記表中に記載がない工種については、種別・細別・時期及び報告義務を特記仕様書に記載する。

<記>

＝ 重点監督 ＝

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。なお、対象工事は下記のイ～ニのとおりとし、工事着手前協議のときに監督員が適用工種を定めるものとする。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
- ・標準歩掛のない新工法を用いた場合。

- ・その他これに類する工事
- ロ 施工状況が厳しい工事
 - ・鉄道または現道上での橋梁工事
 - ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・鉄道、道路等の重要構造物の近接工事
 - ・砂防ダム・治山ダム（堤体高30m以上）
 - ・軟弱地盤上での構造物
 - ・場所打P C 橋
 - ・共同溝工事
 - ・ハイピア（躯体高30m以上）
 - ・圧気潜函工事
 - ・高圧充電部に近接して行う工事
 - ・その他これらに類する工事
- ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
 - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
 - ・その他これらに類する工事
- ニ その他
 - ・低入札価格調査制度調査対象工事
 但し、以下のうち、作業が容易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

①植栽工事	⑦照明工事
②除草工事	⑧遮音壁工事
③区画線設置工事	⑨防護柵工事
④伐採作業	⑩標識工事
⑤堤防天端補修	⑪その他これに類する工事
⑥コンクリート目地補修	

 - ・事務所長が必要と認めた工事

表2 施工状況立会一覧表(最新版は共仕で確認すること)

種 別	細 別	把 握 時 期	把 握 項 目	把握の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
重要構造物 函渠工（樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） R C躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット

水門工 共同溝本体工				
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
後施工アンカー		充填材注入時	品質規格、打設状況、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
ポストテンション T(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ 製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁 製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般：支保工変更毎 重点：支保工変更毎ただし、最低10支保工毎 ※重点：地山等級がDE 一般：上記以外
盛土工 河川・道路・砂防		敷均し、転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、敷均し・締固状況、天候、気温、舗装温度	一般：1回／1工事 重点：1回／3000m ²
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回／1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
コンクリート吹付工		吹付時	品質規格、打設状況、天候、気温	1回／1工事
		その他監督員が指示する時		
ダム工	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。	各工事ごと別途定める。
開削工(下水道)		施工時	施工状況	1回／1工事
推進工(下水道)		施工時	施工状況	1回／1工事
		裏込注入時	施工状況	1回／1工事
シールド工(下水道)	一次覆工、二次覆工	裏込注入時	施工状況	1回／1工事
		コンクリート打設時	施工状況	1回／1工事
立坑工		施工時	施工状況	1回／1工事
人孔築造工		施工時	施工状況	1回／1工事

ただし、施工管理記録、写真等で確認できる場合はこの限りでない。

なお、下記の簡易構造物には適用しないものとする。

- ① 小段の張コンクリート・階段・捨コンクリート等(河川の護岸は除く)
- ② コンクリート断面積1m²以下の水路・側溝等

- ③ コンクリート量 1 m³以下の防護柵・照明・標識等の基礎
- ④ 集水桝
- ⑤ 高さ 1 m以下の擁壁（河川の護岸は除く）

注)

- (1) 表中の「把握の程度」は、目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上、各工事毎に設定することとする。
 なお、1 ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- (2) 一般工事：重点監督以外の工事
 重点監督：下記に該当する工事
 - イ 主たる工種に新工法、新材料を採用した工事
 - ロ 施工状況が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他
- (3) 上記表中に記載がない工種については、種別・細別・時期及び報告義務を特記仕様書に記載する。
 ※重点監督については「段階確認」を参照のこと

7 休日・夜間作業届（共仕 1-1-41）

官公庁の休日又は夜間工事をする場合に提出（提示）する事前書類。

1) 提出時期

工事日の前日まで。

2) 提出様式

様式「様式8」夜間・休日作業届

3) 留意事項

休日・夜間作業届（第8号様式）の提出は基本不要とし、電子メール等での連絡で良い。ただし、現道上の工事については書面（電子メール、FAX 可）により提出しなければならない。なお、現道上の工事についても施工計画書に予め示している場合や、週間工程打ち合わせを行うことにより、発注者・受注者双方が書面により事前に作業日・理由を把握していれば提出（連絡）は不要とする。

8 安全教育訓練実施資料（共仕 1-1-31）

共通仕様書では、工事の施工に際し、現場に則した安全・訓練等について、「工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と規定している。

1) 留意事項

安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とする。

9 工事事務速報、工事事務報告書（共仕 1-1-34）

工事の実施に影響を及ぼす事故、人命の損傷を生じた事故、又は第三者の人身及び物損事故等の発生原因とその状況を報告するための書類。

1) 提出時期

事故速報：事故発生後、受注者は監督員に連絡し、監督員はその後すみやかに関係機関に報告する。

事故報告書：指示する期限までに事故発生報告書を監督員に提出する。

2) 提出様式

様式「様式1」 工事事務速報

様式「様式7」 事故発生報告書

10 工事履行報告書(契 第11条、共仕 1-1-28)

監督員が工程を把握し、必要に応じ工事促進の指示を行うためと、主要な工種の不可視部分、施工方法等についての状況を把握するための書類。

1) 提出時期

毎月10日までに前月分を提出。

2) 提出様式

様式「様式-16」工事履行報告書

3) 留意事項

- ・ 予定工程が数回変更となる場合は、当初計画、第1回変更計画、第2回変更計画という順序に記載し当初計画工程と比較ができるようにすること。
- ・ 計画工程表から10%以上の遅延がある場合には、原因と対策を記載し、工程表を修正すること。
- ・ 工程を見直した場合、その理由を簡単に備考欄又は記事欄に記載すること。
 - 【文例1】 ○○日付け一部変更指示に基づき工程見直し
 - 【文例2】 ○○日付け工事一時中止の指示に基づき工程見直し
 - 【文例3】 変更契約に基づき工程見直し
- ・ 工事履行報告書は、工事契約書第30条（不可抗力による損害）の判断資料とされることから、必要に応じて変更すること。
- ・ 工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。
- ・ 実施工程表は、受注者が実際現場の工程管理で作成しているものを提示することで差し障りはない。

11 出来形管理図表(共仕 1-1-22)

出来形の確認をするための書類。

1) 提出時期

工事完成時に提出する。

2) 提出様式

様式「様式3」 出来形・品質管理図表

3) 留意事項

- ・ 出来形の測定位置がわかるように略図を記載する。
- ・ 「建設工事施工管理基準」により出来形管理を行う。ただし、自社管理基準値（目標値）を設けている場合は、自社管理基準も参考とする。
- ・ 管理図は、出来形・品質の向上を目的として、日常的に整理しておくものであり、検査のためにまとめるものではない。以下の事例を参考に出来形・品質管理の目的を十分考慮の上、適切な管理（管理図の作成）を実施すること。
- ・ 例1) 生コンの品質管理①
 - 同一規格、同一プラントの場合は、使用箇所毎に管理するのではなく、生コンの品質管理の目的を考え、一元管理することが望ましい。
- ・ 例2) 生コンの品質管理②
 - 2つ以上のプラントから出荷される場合は、規格は同じであってもプラントにより配合・骨材が異なるため、一元管理するのではなく別々に管理することが望ましい。

12 出来形数量計算書(共仕 1-1-22)

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）、農業農村整備計画設計基準の手引き※1、森林整備保全等設計積算基準※2及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。

※1：農業農村整備事業を対象

※2：林政部所管工事を対象

13 品質管理図表

工事目的物の品質管理結果を報告するための書類。

1) 提出時期

施工中は提示とし、工事完成時に提出する。

2) 提出様式

様式 別紙一覧表を参照

3) 留意事項

「建設工事施工管理基準」を基本として品質管理を行う。なお、自社管理基準値（目標値）を設けている場合は、自社管理基準も参考にする。

14 材料品質証明資料(指定材料)（共仕 第2編）

受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または、品質を証明する資料の提出は省略できる。

15 建設廃棄物処理委託契約書の写し

受注者は、建設廃棄物の運搬や処分を委託する場合は、契約書及び許可書の写しを提出するとともに、以下について確認を行う。

受注者は、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成11年3月16日条例第10号）第18条により、産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者（以下これらを「処理業者」という。）に委託しようとするときは、委託しようとする処理業者が委託する産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。

確認方法は岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成11年11月16日規則第126号）により以下のとおり定められている。

(1) 委託契約前

- ① 産業廃棄物収集運搬業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、その結果を記録すること。
- ② 産業廃棄物処分業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物処分業者の処理施設を実地に調査し、その結果を記録すること。

(2) 委託契約後

- ① 当該委託に係る県内産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理状況の定期的な確認その他の方法により監視しなければならない。
- ② 処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理されていることを知ったときは、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講ずるよう努めるとともに、当該不適正処理の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。

なお、処理能力の確認記録については、提出は不要とするが、監督員等から提示を求められた場合には提示するものとする。

16 工事の記録

作業内容、作業員人数、天気、気温、資材の入荷状況等必要な内容について、日報等で記録すること。なお監督員等から提示を求められた場合には応じること。（様式は特に定めない）

第2 契約関係書類

1 中間前払金認定請求書、中間前払金認定調書（契 第35条）

中間前払金の支払いを請求する時に支払条件についての認定を受けるための書類。

1) 提出時期

認定を受けようとする時。

2) 提出様式

様式「前払金の事務取扱要綱 様式2」 中間前払金認定請求書（受注者が作成）

「前払金の事務取扱要綱 様式3」 中間前払金認定調書（発注者が作成）

3) 留意事項

「工事請負契約における中間前払金の認定に関する確認書類について（平成22年5月12日付け建政第126号）」により、受注者は請求書に次の書類を添付すること

①工事履行報告書（建設工事共通仕様書第16号様式）

②実施工程表

中間前払金の認定条件	
対象範囲	次の要件のすべてに該当していること ①当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工期の2分の1）を経過していること。 ②当該契約に係る工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工期の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。（作業に要する経費とは出来高をいう。）
認定方法	認定の調査は、事業課長等が指定する者（以下「認定者」という）が行う ①認定者は、当該工事の契約書第9条の監督員（監督員が2名以上の場合は、総括監督員又は主任監督員）とする。 ②認定者は、前記1の要件を岐阜県建設工事共通仕様書第16号様式の工事履行報告書により確認するものとする。 ③認定者は、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を認定対象とする作業に要する経費に加算することができるものとする。 ④認定者は、調査の結果が妥当と認めるときは、認定調書（要綱別記第3号様式）を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を請負者の提出する請求書（要綱別記第1号様式）に添えて保管するものとする。
確認書類	①工事履行報告書（建設工事共通仕様書第16号様式） ②実施工程表
事務処理	請負者から中間前払い金に係る認定請求があった場合は、当該認定に係る請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は、連休期間前その他特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に認定の通知を行うこととする。

上記の認定条件は、「工事請負契約における中間前払金の認定に関する取扱いについて（平成13年3月15日付け建政1802号）」、「工事請負契約における中間前払金の認定に関する確認書類について」（平成22年5月12日付け建政第126号）」による。

2 出来形届書（契 第38条、共仕 1-1-24）

工事の完成前に工事の出来高に対する部分払を請求する際の検査を請求するための書類。

1) 提出時期

出来形検査を要求する時。

2) 提出様式

様式「様式25」 出来形届書

3) 留意事項

出来形検査は、請求を受けた日から14日以内とする。

出来形届書の提出に合わせ、工事の全景がわかる写真を同時に提出する。ただし、画像データのメール送付でも可とする。

3 出来形内訳書(出来形検査時)(契 第38条、共仕 1-1-24)**1) 提出時期**

出来形届出書提出時

2) 提出様式

様式「様式26」 出来形内訳書(受注者用)

3) 留意事項

- ・同一工種の中で全種別の出来高がゼロ及び100%の場合には工種のみを計上し、種別、細別の項目は省略できる。
- ・同一工種の中で全細別の出来高がゼロ及び100%の場合も同様に省略して種別のみを計上する。
- ・一式計上で一部の出来高を計上する場合、又は「単価×数量」で単純計算できない場合の出来高は、「内訳書」を作成し添付する。上記の場合、出来高累計を数量欄は()書きにする。ただし、出来高が0%または100%の場合は()書きにせず、そのままの数字を記入する。
- ・数量は、全て有効数字以下は切り捨てる。
- ・出来高比率(%)は、今回までの出来高累計金額を全体金額で除して算出し、小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする。

4 部分払い請求書(契 第38条)

請負工事既済部分検査の出来高確定に基づいて、部分払金の支払を請求するための書類。

1) 提出時期

部分払金の支払を請求する時。

2) 提出様式

様式「会計規則取扱要領 第31号様式」 請求書

5 契約履行期間の延長申請書(契 第22条、共仕 1-1-17)**1) 一般事項**

契約書第15条第6項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2) 変更図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3) 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4) 工期の延長

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

天災、その他不可抗力及びその他の事由により、工事請負契約書で定めた工期内に工事を完成することが出来ない場合に工期の延期を求める書類。

1) 提出時期

工期延期を求める時。

2) 提出様式

様式「様式17」 契約履行期間の延長申請書

3) 留意事項

- ・ 工期延期（請求）の前提として、監督員との事前協議を必ず行うこと。
- ・ 工期の延期理由が明確になる資料を添付する。
- ・ 工事工程表（計画）を添付する。

6 支給材料受領書（契 第15条, 共仕 1-1-18）

設計図書に定められた工事材料の支給を受けた時に提出する書類。

1) 提出時期

支給品の引渡しを受けた日から7日以内。

2) 提出様式

様式「様式2」 支給材料受領書

3) 留意事項

- ・ 支給される工事材料の引渡しを受ける場合は、発注者立会のうえ、品名、数量、品質、規格又は性能等をよく確認し受領すること。
- ・ 発注者は、材料支給時に「仕様書番号」、「工事名」、「支給材料の品名、規格、数量、単位、摘要」、「発注機関の長」を記載した様式を受注者に提供すること。

7 支給材料精算書（契 第15条, 共仕 1-1-18）

支給された工事材料について使用数量を報告する書類。

1) 提出時期

工事完成時。ただし完成前に、精算が可能となる場合はその時点。

2) 提出様式

様式「様式3」 支給品精算書

8 現場発生品調書（共仕 1-1-19）

工事現場内における発生品の品名・規格・数量を明確にするための書類。

1) 提出時期

現場発生品が発生したとき。

2) 提出様式

様式「様式5」 現場発生品調書

3) 留意事項

- ・ 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
- ・ 受注者は設計図書以外の現場発生品が発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

第3章 工事完成時の提出資料

第1 契約関係書類

1 完成通知書(完成届)(契 第32条、共仕 1-1-23)

工事が完成したことを発注者に通知するための書類。

1) 提出時期

工事完成時

2) 提出様式

様式「様式27」 完成届

3) 留意事項

完成検査は、通知を受けた日から原則14日以内。ただし、「建設工事における支払い事務等の迅速化について（平成25年4月17日付け建政第67号）」により、完成検査は完成届受理後、原則10日以内に完了とする。

完成届の提出に合わせ、工事の全景がわかる写真を同時に提出する。ただし、画像データのメール送付でも可とする。

2 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(共仕 1-1-46)

工事完成時に建退共済制度に係る事務の履行状況を確認するための書類。

1) 提示時期

工事完成時

2) 提示様式

様式「第31号様式」 建設業退職金共済制度充当実績総括表

3) 留意事項

工事完成後、速やかに作成し、検査員に提示する。

3 請負代金請求書(契 第33条)

工事完成検査に合格した時に請負代金の支払を請求するための書類。

1) 提出時期

工事検査合格通知書受理

2) 提出様式

様式「会計規則取扱要領「第31号様式」」 請求書

4 検査結果指示書

検査員より受注者に軽微な修補指示をする書類。

1) 提出時期

検査完了後

2) 提出様式

様式「工検様式5」 検査結果指示書

5 軽微な修補完了報告書

発注者が修補完了を確認後、検査員に提出する書類。

1) 提出時期

修補完了時

2) 提出様式

様式「工検様式6」 軽微な修補完了報告書

6 修補改造命令書

検査員が受注者に修補命令をする書類。

1) 提出時期

検査完了後

2) 提出様式

様式「工検様式 7」 修補改造命令書

7 修補改造完了届

修補改造工事が完了した時に提出する書類。

1) 提出時期

修補完了時。

2) 提出様式

様式「工検様式 8」 修補改造完了届

3) 留意事項

修補改造完了届には工事写真（修補前、破壊後、修補中、同完成）を添付する。

第 2 工事書類

1 出来形管理図表

「第 2 章－第 1－1 1 出来形管理図表」参照

2 品質管理図表

「第 2 章－第 1－1 3 品質管理図表」参照

3 工事写真

工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したもの。

1) 提出時期

工事完成時。ただし、工事期間中に監督員等が提示を求めたときは提示する。

2) 提出様式

岐阜県電子納品運用ガイドラインに基づき提出。

3) 留意事項

工事写真の撮影、提出は「写真管理基準（案）」に基づき実施する。

写真管理基準に定める撮影頻度は、各段階における受注者が撮影しなければならない頻度である。

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

段階確認に監督員または現場技術員が臨場した場合は、現況写真は不要であり、出来形写真は省略できる。

4) 撮影のポイント

- ・写真撮影にあたっては、「いつ」「どこで」「何を」撮影するか明確にする。
- ・セメント数量等の確認写真は、搬入時と使用後の空袋写真を撮影し設計数量と使用数量の比較表を添付する。
- ・施工状況写真にはコンクリートのレイタンス処理及び養生状況写真も忘れずに撮影する。
- ・工事着手前の写真には、起終点はポール又はリボン等を利用し、写真上に写し込むような工夫をする。
- ・工事施工途中の状況写真等には、黒板を入れて撮影する。
- ・完成後不可視部となる場合には、「上げ墨」等の写真を撮影する。この場合、出来形

がわかるよう、リボン等を写し込むよう工夫する。

- ・建設業許可の掲示状況、施工体系図の掲示状況、労災関係成立票の掲示状況、建設業退職金共済制度の適用事業場の提示状況、安全衛生管理組織表等の掲示状況などの写真を撮影すること。

4 総合評価実施報告書(共仕 1-1-5 施工計画書 5.技術提案の記載)

総合評価方式の入札契約工事にあつては、技術提案内容を明示するとともにその効果をより具体化し、確認方法も含めて詳細な計画を立案し施工計画書に記載する。

工事終了後、受注者は自らが提案した内容が確実に履行された旨、総合評価実施確認表(様式自由)として報告する。

現場条件の変更等により提案どおりの施工を行うことができない場合、受注者は監督職員と事前に協議しなければならない。

1) 提出時期

工事完成時

5 現場環境改善(イメージアップ)

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。

1) 提出時期

工事完成時

2) 提出書類

現場環境改善に関する実施報告書及び実施状況写真

3) 留意事項

- ・現場環境改善については具体的な実施内容、実施期間について現場環境改善に関する実施計画書に記載し提出するものとする。

6 創意工夫・社会性等に関する実施報告(共仕 1-1-43)

創意工夫、地域社会への貢献等を実施した際に提出する。

1) 提出時期

工事完成時(完成届を提出するまでに監督員に提出する)

2) 提出様式

様式「工評様式6」 創意工夫に関する実施報告書

様式「工評様式7」 社会性等(地域への貢献等)に関する実施報告書

3) 留意事項

- ・実施状況の報告は様式のための提出とし、添付資料は必要により写真1枚程度とする。
- ・創意工夫に関する事項について、実施内容と方法を施工計画書に記載する。(社会性等に関する事項は、施工計画書への記載は不要)

7 工事完成図(共仕 1-1-22)

受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て完成図を省略することができる。

1) 提出(納品)時期

工事完成時

2) 提出(納品)様式

岐阜県電子納品ガイドラインに基づき、電子成果品で納品

8 再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書

「第1章 2-2 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、建設リサイクル法に基づく通知書」参照

9 産業廃棄物管理票

産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、各工事における処理状況の把握・情報共有を目的とした管理様式。ただし、提出は不要とする。

1) 様式

様式「廃様1」 マニフェスト管理票

電子マニフェストを利用した場合は、マニフェストの写しの提示に代えて、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが発行する「受渡確認票」を提示すること。

10 提示書類

工事記録簿（工事日誌）等提示書類について、検査員が指示した場合に提示できるよう準備する。（検査のために新たに作成する必要はありません）

第4章 その他の工事書類

第1 災害発生報告書

1. 書類の目的と関連法規

天災その他の不可抗力による損害が生じた場合に、その原因と状況を報告するための書類。

（契 第30条、共仕 1-1-43）

2. 提出時期

災害発生後、監督員に連絡し、その後直ちに書類をもって通知する。

3. 留意事項その他

気象状況、工事出来高状況、災害状況、工事工程表に対する進捗状況等が明確になる書類を添付する。

4. 天災の定義

1) 降雨に起因する場合

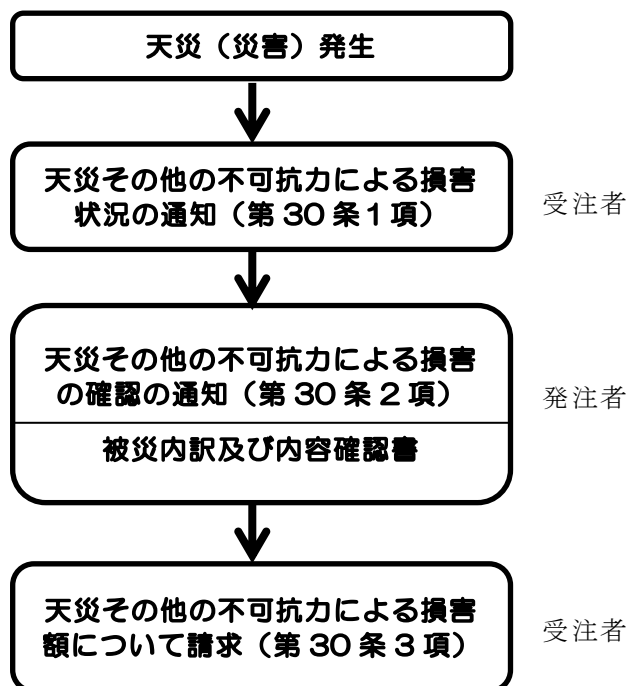
- ①24時間雨量（任意の24時間における雨量）が80mm以上
- ②1時間雨量（任意の60分における雨量）が20mm以上
- ③連続雨量（任意の72時間における雨量）が150mm以上
- ④その他設計図書で定めた基準

2) 強風（最大風速が15m／秒以上）に起因する場合

3) 地震及び豪雪に起因する場合

4) 河川沿いの施設では、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準じる出水による場合

5. 災害発生フローチャート(参考)



※ 請負代金額の100分の1を超える損害額は、請負工事費とは別に支払われる。

第2 工事の一時中止

1. 書類の目的と関連法規

施工中における工事の一部若しくは全部を、中止・再開することを明確にするもの。

(契 第20条、共仕 1-1-15)

○基本計画書の作成

受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備えて工事現場を保全しなければならない。(共仕 1-1-15)

2. 留意事項

- ① 発注者は、増し分費用を負担する可能性を有する工事を中止させる場合には、受注者に対して、中止の対象となる工事の内容、工事区域、一時中止命令期間の見通し及び工事現場を適正に維持管理させるために、最小限必要となる管理体制等の基本事項を指示しなければならない。
- ※ 発注者が、「最小限必要となる管理体制等の基本事項」を指示するために、中止命令以前に受注者と打合せを行い、基本事項を詰めておくことが望ましい。
- ② 基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにする。
- ③ 中止した工事現場の管理責任は受注者に帰属するものとして、基本計画書においてこの旨を明らかにすること。
- ④ 増加費用協議は受注者からの請求があった場合に行う。
- ⑤ 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを協議して行う。
- ⑥ 工事再開にあたって、工期が変更される場合は、前払保証契約の保証期間を延長すること。

3. その他

- ① 受注者からの工事中止について(契 第44条)
 - ・受注者の権利として契約書第35条「前払金」「中間前払金」、第38条「部分払」及び第39条「部分引渡し」の支払について適正な請求をしたにもかかわらず遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにも関わらず、支払をしないときは、発注者に通知して、受注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止することができることとなっている。また、前払金及び部分払の支払遅延又は不払いによって受注者が損害を受けた場合は、発注者がその損害額を賠償することになり、その賠償額は両者が協議して定めることとなっている。
- ② 基本計画書作成の意義
 - ・基本計画書は、契約書第20条第3項に規定する増加費用を確認し、必要と認められる費用を適切に設計変更に反映させることを目的としている。
 - よって、中止したことによる受注者の損失を受注者の意のままに支払うのではなく、かかった費用が適正なものであったかを審査・確認することに意義がある。
- ③ 参考資料

工事請負契約における工事一時中止ガイドライン(案)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/14568.html>

第3 契約不適合責任

1 契約不適合責任を理由とした履行の追完の請求

1) 書類の目的と関連法規

引き渡された工事目的物が契約不適合であるときに、乙に対して履行の追完を請求する場合。（契 第45条）

ただし、監督員の指示により生じたものであるときは適用されない。

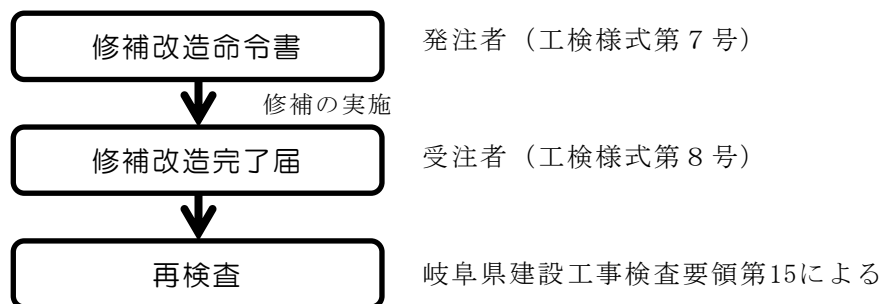
2) 請求時期

引渡を受けた日から2年以内（契 第57条）、また、植栽等（樹木・地被類）については1年以内（共仕 1-1-52）となっている。

ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には民法の定めるところによる。

3) 様式

岐阜県建設工事検査要領により行うこととし、フロー、様式は以下のとおり。



第4 総合評価落札方式における「提案事項」の履行確認

総合評価落札方式における「技術事項」の履行確認は「総合評価落札方式に係る技術審査基準」により行うこととする。

第5 建設リサイクル法関係

○再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書（共仕 1-1-20）

- ・建設リサイクル法に基づく通知書

○目的及び関係法規

- ・建設副産物の減量化並びに適正処理について計画的かつ効率的に行うことを目的とする。
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
（平成12年5月31日、最終改正令和4年6月17日）

○工事契約前の建設リサイクル書類作成

【設計・積算（発注者）】

（1）建設副産物の適正処理計画

工事発注前に、工事から発生する副産物を適正に処理するため、発生量、当該副産物処理施設の処理能力、処理状況等から、適正な積算を行う。

（2）土砂の流用計画

当該工事において、土砂の搬入や搬出がある場合は、「建設発生土情報交換システム」に登録し、土砂の流用を促進する。

【落札・決定から契約まで（受注予定者）】

- （1）落札・決定後に受注予定者は、建設リサイクル法第12条第1項の規定により、対象工事の分別解体等の計画書等を作成し、発注者に説明を行う。

1 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

建設資材を搬入または建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握するための書類。

1) 様式（建設副産物情報交換システムで作成するため、下記様式は参考として記載）

様式集（様式）「様式1」再生資源利用計画書（一建設資材搬入工事用一）

「様式2」再生資源利用促進計画書（一建設副産物搬出工事用一）

2) 提出、対象

受注者は、下記により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出する。

【再生資源利用計画書】

種 別	計画書作成対象量	計画策定内容
土 砂	搬入する建設資材の量に関わらず作成	・左記資材ごとの利用量 ・上記利用量のうち再生資源の種類毎の利用量 ・上記の他再生資源の利用に関する事項
砕 石		
加熱アスファルト混合物		

【再生資源利用促進計画書】

種 別	計画書作成対象量	計画策定内容
建設発生土	搬出する建設副産物の量に関わらず作成	・指定副産物の種類ごとの搬出量 ・指定副産物の種類毎の再資源化施設または他の工事現場等への搬出量 ・その他指定副産物の再利用促進に関する事項
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
建設発生木材		

3) 完了報告

受注者は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。ただし、建設副産物情報交換システム（COBRIS）にデータを登録した場合は、紙媒体での提出は不要とする。

受注者は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を使用した場合、データは工事完了後5年間保存しなければならない。

4) 留意事項

受注者は以下の場合において、建設発生土に係る受領書等の手続きが必要になるため「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」の記載に留意し、建設発生土の適正な管理を徹底すること。

- ・500m³以上の建設発生土を搬入する建設工事又は、搬入元の管理者から受領書の交付を求められた場合
- ・合計500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事

2 知事への計画の通知

1) 建設リサイクル法第11条では、知事に対し、計画の通知が義務付けられており、発注者は、工事着手の7日前までに計画通知書を各土木事務所（土木工事の場合。ただし、岐阜市、各務原市、大垣市、可児市、多治見市、高山市で実施する工事は各市役所）に通知する。

2) 対象建設工事規模基準については、下表のとおりである。

対 象 建 設 工 事		規 模 基 準	
建 築 物	解 体 工 事	延べ床面積	8 0 m ² 以上
	新築・増築工事	延べ床面積	5 0 0 m ² 以上
	修繕又は模様替え工事	請 負 金 額	1 億円以上
その他工作物（土木工事含む）		請 負 金 額	5 0 0 万円以上

① その他工作物（土木工事含む）について

その他工作物（土木工事含む）に関しては、工事の種類（解体工事、新築工事）によって規模基準を区分していない。

② 特定建設資材の使用量について

対象建設工事の規模基準には特定建設資材の使用量に関する基準は示されていない。

これは、使用量にかかわらず特定建設資材を使用する工事で、工事の規模が政令で定める規模基準以上の場合、対象建設工事に該当するということであり、主たる工種において、特定建設資材の使用が計画されていない場合であっても雑工、仮設工（木矢板工など）等で特定建設資材の使用を計画している場合には対象建設工事となる。

例）築堤工事を主たる工種とする工事において、コンクリート二次製品による排水工を計画している場合には、請負金額が500万円以上であれば、対象建設工事となる。

③ 特定建設資材廃棄物の排出量について

対象建設工事の規模基準には、特定建設資材廃棄物の排出量に関する基準は、示されていない。これは、量にかかわらず特定建設資材を使用する工事で、工事の規模が政令で定める規模基準以上の場合、対象建設工事に該当するということであり、主たる工種において、特定建設資材の使用が計画されていない場合であっても雑工、仮設工（木矢板工など）等で特定建設資材の使用を計画している場合には対象建設工事となる。

例）築堤工事を主たる工種とする工事において、コンクリート二次製品による排水工を計画している場合には、請負金額が500万円以上であれば対象建設工事となる。

3) 特定建設資材の定義

政令で規定されている特定建設資材は、政令により下表の左側に示す以下の4品目が定められている。各々の具体例は下表の右側のとおりである。

コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、P Cコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等） 無筋コンクリート二次製品
鉄及びコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、P Cコンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木製製品

① アスファルト・コンクリートについて

防水工等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは特定建設資材に該当しない。

② 木材について

植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草木類は特定建設資材に該当しない。

4) 特定建設資材廃棄物の定義

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。廃棄物の形態としては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を指す。

なお、工事に伴う伐採木・除根材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に規定する産業廃棄物に該当するが、建設資材ではないので、特定建設資材廃棄物ではない。また、植栽維持工や除草工により発生する、伐採木、剪定枝、刈草等は、廃掃法に規定する産業廃棄物には該当せず（一般廃棄物）かつ特定建設資材廃棄物にも該当しない。

3 留意事項その他

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）により、適正な処理がなされたことを確認するとともに、工事完成検査までに監督員、検査員に提示しなければならない。ただし、最終処分

が完了していないなど、提示ができなかったマニフェストについては、マニフェスト到着後速やかに写しを提示しなければならない。

第6 排出ガス対策型建設機械指定制度について

1 排出ガス対策(共仕 1-1-35 5)

受注者は、工事の施工にあたり表 1-5 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付け国土交通省告示第 318 号)もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付け国総環リ第 6 号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

受注者はトンネル坑内作業において表 1-6 に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス 2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和 3 年 2 月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号)第 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号)もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付け国総環リ第 6 号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

【排出ガス対策型建設機械指定制度表示】

●一般工事用の表示



【2次基準値】



【3次基準値】

可搬式建設機械の表示

車両系建設機械の表示

●トンネル工事用建設機械の表示



【2次基準値】



【3次基準値】

表 1－5 排出ガス対策型建設機械

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1－6 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

2 特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について（共仕 1-1-35 6）

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

第7 低騒音・低振動型建設機械について

1 騒音・振動対策（共仕 1-1-35 7）

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。

なお、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」は、次に掲げるURLに掲載されている。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000005.html

また、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」

(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000006.html) に基づき指定された建設機械は、次に掲げるURLに掲載されている。ただし、指定の内容は、早い頻度で更新されているため、常に最新のリストは

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.htmlより確認すること。

2 低騒音型建設機械

1) 低騒音型対象建設機械及び騒音基準値

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」

(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000006.html) に記載されている。

3 低振動型建設機械

1) 低振動型対象建設機械及び振動基準値

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」

(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000006.html) に記載されている。

第8 ICTを活用したモデル工事

1 ICTを活用したモデル工事

労働生産性及び建設現場の安全性を向上させる取組みとして、ドローンによる3次元測量・データを利用したICT建機による施工などの技術の導入を進めるため、ICTを活用したモデル工事を実施している。

2 ICTを活用したモデル工事の実施要領

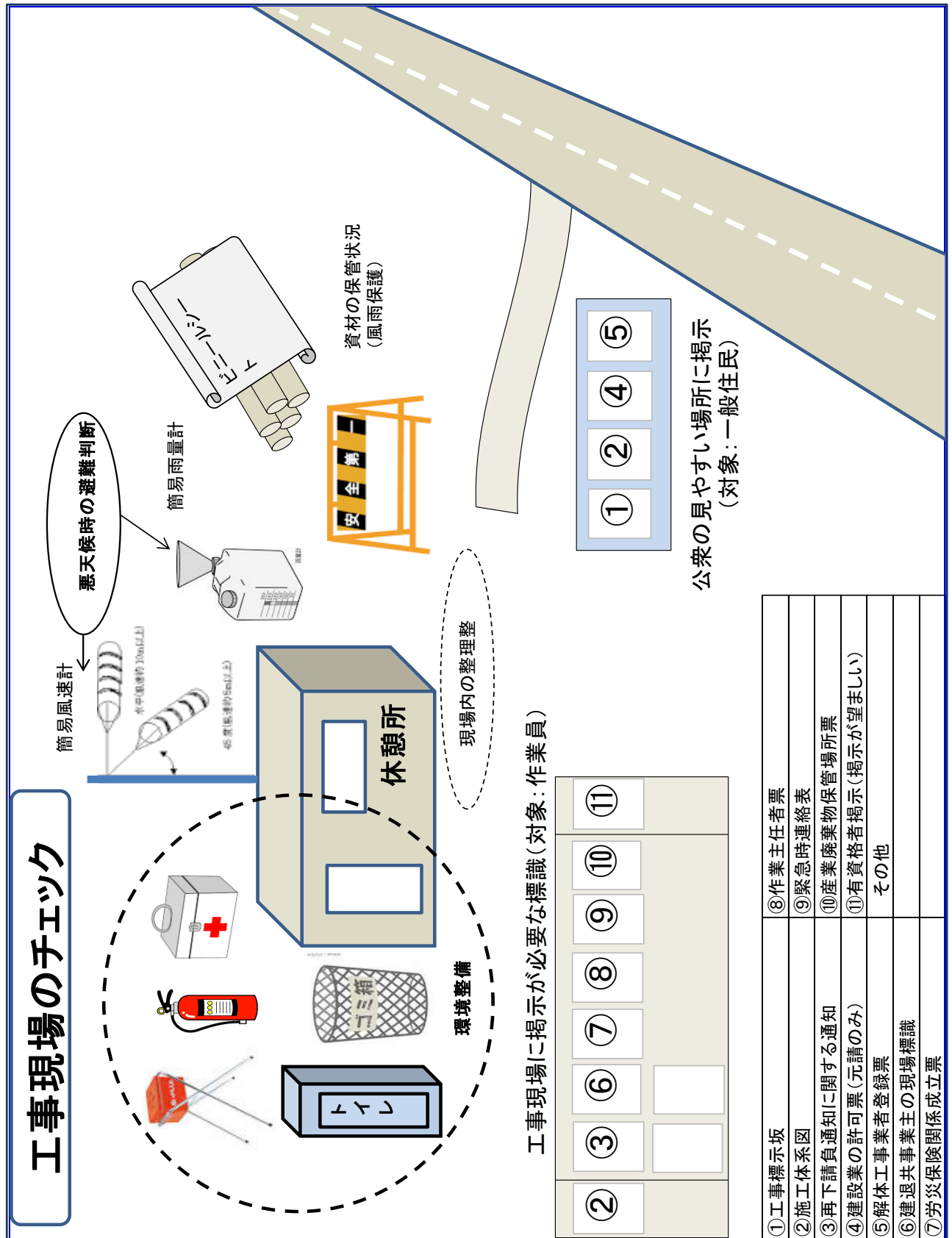
岐阜県県土整備部及び都市建築部発注のICTを活用したモデル工事実施要領は、
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1693.html>
岐阜県農政部発注のICTを活用したモデル工事実施要領は、
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/354.html>
にそれぞれ掲載している。

第9 工事現場の掲示物等

1 工事現場のチェック

標準的な工事現場での必要項目

参考図



2 常時現場に掲示が必要な標識類

現場に掲示が必要な標識類	
①	工事標示板 第1号様式 標 識 (標 準) (注) 現場代理人の標識については、本人の同意を得ること。 掲示場所： 公衆の見やすい場所に掲示する。 標識寸法： (縦)90cm以上×(横)150cm以上 掲示根拠： 共通仕様書1-1-27 施工管理 3
②	施工体系図 第1号～2号様式 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (掲示用) 掲示場所： 工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。(両方を兼ねることも可) 標識寸法： 規定なし(読みやすい大きさにすること) 掲示根拠： 建設業法 第24条の8第4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第1項
③	再下請負通知に関する通知の掲示 下請負人となった皆様へ 今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。①この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。 また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。 ②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。 作成建設業者の商号 ○○建設(株) 再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション 掲示場所： 工事現場の見やすい場所に掲示する。 標識寸法： 規定なし 掲示根拠： 建設業法施行規則 第14条の3 又は この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーションまで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。 一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。 ○○建設(株)
④	建設業の許可票 掲示場所： 公衆の見やすい場所に掲示する。 標識寸法： (縦)25cm以上×(横)35cm以上 掲示根拠： 建設業法 第40条、建設業法施行規則 第25条1、2 ※元請事業者のみ。(下請業者の掲示は不要) ※許可内容を明らかに誤認させるような表示は、業法で禁止されているので注意が必要。建設業法 第40条の2(表示の制限)

⑤ 解体工事業者登録票

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	〇〇知事(登)第 号
登録年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
技術管理者の氏名	〇〇 〇〇

掲示場所： 公衆の見やすい場所に掲示する。
 標識寸法： (縦)25cm以上×(横)35cm以上
 掲示根拠： 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

※土木工事業、建築工事業又は解体工事業の建設業許可を持たない者が解体工事業を営もうとする場合は、元請・下請に係わらず解体工事業者の登録と、解体工事業者登録票の掲示が必要。

登録は、解体工事を行う区域を管轄する都道府県ごとに必要。
 第21条(解体工事業者の登録) 第33条(標識の掲示)

⑥ 建退共協事業主の現場標識

建退共適用工事

現場で働く方は、雇用主が建退共に参加していれば、退職金を受け取ることができます。

工事名 元請事業所名	発注者名 契約者番号
---------------	---------------

労働者の方へ
 退職金は、掛金納付月数が12月(21日分を1か月と換算)以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときに、本人へ直接支給されます。
 雇用主が建退共に参加しているか調べる必要があります。

事業主の方へ
 退職金制度の適用を受けられますので、建退共に未加入の下請事業主は加入しましょう。
 共済証貼付方式以外に電子申請方式も利用できます。退職金共済手帳の更新手続きを忘れずに。



建退共

独立行政法人 労働者退職金共済機構

建退共事業本部

〒170-8055 東京都豊島区池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階 ☎03 (6731) 2831

掲示場所： 現場事務所や工事現場の出入口など見やすい場所に掲示する。

標識寸法： 大(A3判)・小(A4判)のシールいずれか

掲示根拠： 建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部)H11.3.18
 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 5(5)のハ

⑦ 労災保険関係成立票

労災保険関係成立票				
保険関係成立年月日	令和	年	月	日
労働保険番号				
事業の期間	自令和	年	月	日
	至令和	年	月	日
事業主の住所氏名				
注文者の氏名				
事業主代理人の氏名				

掲示場所： 事業場の見やすい場所に掲示する。

標識寸法： (縦)25cm以上×(横)35cm以上、
 地色：白 文字：黒

掲示根拠： 労働者災害補償保険法施行規則 第49条(法令の要旨等の周知)
 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条(建設の事業の保険関係成立の標識)

⑧ 作業主任者票

型わく支保工の組立て等 作業主任者の職務

- 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を排除すること。
- 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること

作業主任者氏名

+ 作業主任者一覧表

作業区分	氏名
地山の掘削作業主任者	
土留作業主任者	
土留支保工作業主任者	
型わく支保工組立て等作業主任者	
コンクリート造工作業の組立て等作業主任者	

作業主任者の共通職務

- 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮し、作業状況を監視する。
- 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を排除すること。
- 安全帯、保護帽等安全用具の使用状況の監視、点検をする。
- 各主任者は管内の作業状態と作業環境を適確把握し労働者の事故防止に関与する。

掲示場所： 作業場の見やすい箇所に掲示する。数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可。

標識寸法： 規定なし

掲示根拠： 労働安全衛生法 第14条(作業主任者)
 労働安全衛生規則 第18条(作業主任者の氏名等の周知)

作業主任者が必要な作業：
 ・労働安全衛生法施行令 第6条
 ・掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業
 ・コンクリート破砕機を用いて行う破砕の作業
 ・土止め支保工の切りばり又は腹起しの取付け又は取り外しの作業
 ・型枠支保工の組立て又は解体の作業 など

⑨ 緊急時連絡表



掲示場所： 事務所、詰所等の見やすい場所に標示する。
（関係連絡先、担当者及び電話番号を記入する。）

標識寸法： 規定なし

掲示根拠： 労働安全衛生規則 第642条の3
国土交通省土木工事安全施工技術指針 第1章 総則
第4節 工事現場管理 5(3)

⑩ 産業廃棄物保管場所の掲示

産業廃棄物保管場所	
保管する 産業廃棄物の 種類	廃棄物種類（該当する廃棄物に○）
	汚泥
	廃プラスチック類
	木くず
	金属くず
	がれき類
その他（ ）	
保管管理者	支店 住所 TEL
現場管理者氏名	支店 管理者
連絡先 （電話番号）	TEL ()

掲示場所： 保管施設の出入り口等、見やすい場所に設ける。

標識寸法： 縦横それぞれ60cm以上

掲示根拠： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
第8条（産業廃棄物保管基準）
第8条の13（特別管理産業廃棄物の保管基準）

その他： 保管場所周囲には囲いを設ける必要があります。

参考：産業廃棄物保管基準（環境局HP）

⑪ 有資格者掲示の例（掲示が望ましい）

有資格者一覧表	
資格の種類	会社名 氏名
車両系建設機械運転技能講習 （整地・運搬・積込・掘削）	
移動式クレーン士	
玉掛技能講習	

玉掛技能資格者の職務

- 玉掛作業者は玉掛技能講習修了証を携帯すること。
- 玉掛作業をする時は周囲の作業環境の安全について十分注意すること。
- 玉掛用具は必ず作業前の点検をすること、及び定期的に点検し、異常を認めた時はただちに補修するかまたは取替えること。
- 玉掛作業では荷の重量、荷の重心を把握したのち荷の形状により安全な玉掛用具を選定すること。
- 荷が宙に浮いたり、移動したりしないよう形状に応じた玉掛を行うこと。
- 運搬については安全を確認したあとと請導を行い、荷は安定させて置くこと。
- 合同は指定された1人で定められた方法で明確に行うこと。

玉掛作業責任者氏名

掲示場所： 作業場の見やすい箇所に掲示する。

就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する。

当該工事中の該当作業に対する資格者を掲示する。

標識寸法： 規定なし

掲示根拠： 労働安全衛生法 第59条 第3項（安全衛生教育）
労働安全衛生規則 第36条（特別教育を必要とする業務）
労働安全衛生法 第61条（就業制限）
労働安全衛生法施行令 第20条（就業制限に係る業務）他

